

令和 2 年美浦村告示第 9 0 号

令和 2 年第 3 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和 2 年 8 月 3 日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和 2 年 9 月 8 日

2. 場 所 美浦村議会議場

令和 2 年第 3 回美浦村議会定例会会期日程

期 日	曜日	会議	時 刻	内 容
9月8日	火	本会議	午前10時	(開会) 議案上程、提案理由説明 一部議案質疑、討論、採決 決算審査特別委員会の設置 請願委員会付託
9月9日	水	休 会		議案調査
9月10日	木	委員会	午前10時	総務経済委員会（議案審査）
			午後 2 時	厚生文教委員会（議案審査）
9月11日	金	休 会		議案調査
9月12日	土	休 会		議案調査
9月13日	日	休 会		議案調査
9月14日	月	委員会	午前10時	決算審査特別委員会（議案調査）
9月15日	火	委員会	午前10時	決算審査特別委員会（議案調査）
9月16日	水	本会議	午前10時	一般質問
9月17日	木	休 会		議案調査
9月18日	金	本会議	午前10時	議案質疑、討論、採決 委員長報告、討論、採決 委員長報告、質疑、討論、採決 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

**令和 2 年第 3 回
美浦村議会定例会会議録 第 1 号**

令和 2 年 9 月 8 日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和 2 年度美浦村一般会計補正予算 (第 3 号))

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

(令和 2 年度美浦村一般会計補正予算 (第 4 号))

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第 3 号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第 4 号 美浦村教育委員会委員の任命について

(議案一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

発委第 1 号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例

発委第 2 号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第 5 号 美浦村民運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 令和 2 年度美浦村一般会計補正予算 (第 5 号)

議案第 9 号 令和 2 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 10 号 令和 2 年度美浦村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 11 号 令和 2 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 12 号 令和 2 年度美浦村水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 13 号 令和 2 年度美浦村下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(議案一括上程・提案理由の説明・監査報告・質疑省略・付託)

議案第 14 号 令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件

議案第 15 号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 16 号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 17 号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 18 号 令和元年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第 19 号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

議案第20号 令和元年度美浦村水道事業会計決算認定の件

議案第21号 令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

(請願付託)

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見
書採択を求める請願

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	山 崎 幸 子 君
3 番	北 出 攻 君	4 番	松 村 広 志 君
5 番	葉 梨 公 一 君	6 番	小 泉 嘉 忠 君
7 番	塚 本 光 司 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	飯 田 洋 司 君	10 番	林 昌 子 君
11 番	小 泉 輝 忠 君	12 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	富 永 保 君
総 務 部	長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部	長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部	長	濱 田 勘 木 君
教 育 次	長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課	長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課	長	菅 野 眞 照 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和2年第3回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布をいたしましたとおりの日程といたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に村長のご挨拶をいただきたいと思います。

村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

令和2年第3回美浦村議会定例会にご参集をいただき、ご苦労さまでございます。

9月に入り8月の猛暑も幾分和らぎ、朝夕は過ごしやすく感じられます。

議員各位におかれましては暑さの続く中、議会活動にご尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の猛威により、昨年までとは国民の生活様式が大きく様変わりした状況であります。マスクや手洗いは日常の感染予防に欠かせないし、多数が参加する総会やイベントなど、3密にならないようソーシャルディスタンスすることも配慮されてきております。

美浦村では昨日7日までに感染者は3名であり、感染予防の効果が発揮されております。茨城県では感染者が583名、昨日は44日ぶりの感染者ゼロの報告でありました。日本全体では7万2,227人で、死者は1,380人との報道がありました。世界全体では2,712万608人が感染し、死者も88万人以上の報告がされております。早期に感染を抑止するワクチンが完成し、コロナが終息されることを望みたいと思います。

コロナ感染の広がりにより世界の経済も大きく落ち込み、日本もGDPマイナス27.8%の数字が報道されました。大企業から個人事業者まで経営を継続することに負担が大きくなり、廃業に至れば、従業員の解雇などにもつながってきます。また、経済とコロナの抑止を同時に進行することは、医療体制には大きな負担を強いることにもなります。国には、さらなる事業継続給付金の追加の検討を願いたいものであります。

そんな中、8月28日に安倍首相が突然の辞任を発表し、7年8カ月続いた長期政権に幕をおろしました。次を目指し、3名の方が候補者になっていますが、誰が引き継ぐのか、国会は派閥間の駆け引き等、水面下で調整されているようです。安定した政権運営こそが落ち込んだ経済も立て直せる原動力になりますので、次期首相には国民に寄り添った日本のかじ取りを願いたいものであります。

9月に入り、先週は沖縄、九州に台風9号、10号と連続して暴風雨に巻き込まれ、10号は過去最強クラスともいわれ、避難指示は約179万人、勧告は679万人に発出されましたが、避難された方は20万人を超える方の報告でありました。関東地域では昨年は大きな被害が起きておりますので、美浦村では被害が大きくなる前に、防災行政無線やMiho Vi

s i o nを周知し、住民の安全安心を第一に進めてまいりたいと思います。

美浦村の今後の各事業について、今年度はほぼ中止の事業が多くなります。小学校の運動会、中学校の体育祭は生徒たちだけの競技で午前中のみであります。保護者や来賓は、ご辞退での開催をすることになりました。また、村主催の敬老会、縄文ムラまつり、産業文化・スポーツフェスティバルも中止とさせていただきます。近隣の自治体でも、ほとんどの事業が中止となる報告をいただいております。残念ですが、新型コロナ憎しであります。安心して年間の各事業が行えるよう、願っております。

今定例会に提出している案件は、発委第1号で、美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例が1件、発委第2号で、美浦村議会会議規則の一部を改正する規則が1件、議案第1号で、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度美浦村一般会計補正予算（第3号））が1件、議案第2号で、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度美浦村一般会計補正予算（第4号））が1件、議案第3号と議案第4号で、美浦村教育委員会委員の任命についてが2件、議案第5号で、美浦村民運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第6号で、美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第7号で、美浦村介護保険条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号で、令和2年度美浦村一般会計補正予算（第5号）が1件、議案第9号で、令和2年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第10号で、令和2年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第11号で、令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）が1件、議案第12号で、令和2年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）が1件、議案第13号で、令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）が1件、議案第14号で、令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第15号で、令和元年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第16号で、令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第17号で、令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第18号で、令和元年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第19号で、令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件が1件、議案第20号で、令和元年度美浦村水道事業会計決算認定の件が1件、議案第21号で、令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件が1件の、23案件であります。

議員各位にはご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（下村 宏君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名します。

9番議員 飯 田 洋 司 君

10番議員 林 昌 子 君

11番議員 小 泉 輝 忠 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から18日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から18日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度美浦村一般会計補正予算（第3号））及び日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度美浦村一般会計補正予算（第4号））の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度美浦村一般会計補正予算（第3号））についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

政府は、新型コロナ対策に奔走する地方公共団体の取り組みを支援するため、令和2年度第1次補正予算で1兆円、第2次補正予算で2兆円の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を確保しました。そのことにより、本村にも第1次補正予算分として7,151万1,000円、第2次補正予算分として1億7,483万6,000円の交付予定額が示されました。

全住民への村単独給付金の支給、感染症予防対策等を行うため、令和2年度美浦村一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により7月6日に専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき報告するとともに、ご承認をお願いするものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,803万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を81億8,352万4,000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の総務管理費、企画費では、新型コロナ対策給付金支給事業として総額1億2,316万6,000円を計上しております。

衛生費の保健衛生費、予防費では、新型コロナ感染防止対策事業として総額135万7,000円を計上しております。

商工費の商工振興費では、新型コロナ対策地域経済活性化事業として総額1,287万4,000円を計上しております。

教育費の教育総務費、事務局費では、新型コロナ教育関連対策事業として総額63万7,000円を計上しております。

なお、4事業とも、財源としまして、冒頭申し上げました地方創生臨時交付金を充てております。

続きまして、歳入予算について申し上げます。

11ページに戻っていただきたいと思います。

国庫支出金の国庫補助金、総務費国庫補助金では、全ての事業の財源となる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億3,803万4,000円を新規に計上いたしております。

続きまして、議案第2号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

13から14ページになります。

議案第1号でご説明いたしましたとおり、7月6日に第1回目の専決処分を行いました。が、小中学校の短縮された夏休みへの対応、信用保証料の助成、交通事業者への支援金支給等、速やかな対応が必要な事業への対応として、令和2年度美浦村一般会計補正予算（第4号）を、地方自治法第179条第1項の規定により7月27日に専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき報告をするとともに、ご承認をお願いするものでございます。

初めに、第1条の歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,333万8,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を82億686万2,000円とするものでございます。

それでは、補正予算事項別明細書に基づき、歳出予算からご説明申し上げます。

20ページをお開きいただきたいと思います。

総務費の総務管理費、企画費では、新型コロナ対策給付金支給事業で、追加的な費用が生じたため、13万1,000円を計上いたしております。

衛生費の保健衛生費、予防費では、新型コロナ感染防止対策事業で、ドーム型サーマルカメラを調達するため、152万2,000円を計上いたしております。

商工費の商工振興費では、新型コロナ対策地域経済活性化事業として総額1,267万1,000円を計上いたしております。

教育費の教育総務費、事務局費では、新型コロナ教育関連対策事業として総額901万4,000円を計上いたしております。

なお、4事業とも、財源としまして、地方創生臨時交付金を充てております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前のページの19ページをお開きいただきたいと思います。

国庫支出金の国庫補助金、総務費国庫補助金では、全ての事業の財源となる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,333万8,000円を増額補正いたしております。

以上、議案第1号及び議案第2号につきまして、ご説明申し上げます。

ご承認のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 議案第1号、議案第2号の提案理由の説明が終了をしました。

○議長（下村 宏君） それでは、日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度美浦村一般会計補正予算（第3号））の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度美浦村一般会計補正予算（第4号））の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第3号 美浦村教育委員会委員の任命について、及び日程第6 議案第4号 美浦村教育委員会委員の任命についての2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第3号及び議案第4号につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第3号の美浦村教育委員会委員の任命についてでございます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

本村教育委員として平成24年11月から美浦村の教育振興にご尽力いただきました栗山秀樹氏が、本年11月1日をもちまして任期満了となりますことから、後任として石橋慎也氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、ただいま申し上げました法律により、教育委員に保護者である者が含まれるようにしなければならない、とされておりますことから、保護者枠として石橋氏を選任するものとなります。

任期につきましては、令和6年11月1日までの4年間となっております。

それでは、経歴等につきまして、簡単にご説明申し上げます。

石橋氏は大山にお住まいで、平成22年から、自宅で経営しております石橋商店に勤められ、平成27年から代表に就任し、現在に至っております。

また、平成29年度には安中小学校PTA副会長として、先生や地域の人たちと協力し合い、子供たちの健やかな育ちをサポートされておりました。

石橋氏は、昭和54年生まれで、現在41歳でございます。人格、識見ともにすぐれ、子供たちの学校生活を豊かにするために、さまざまな活動をされており、若い世代の代表として、積極的に本村教育の発展にご尽力いただけるものと確信しております。

続きまして、議案第4号 美浦村教育委員会委員の任命につきましてご説明申し上げます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

浅野千晶氏につきましては、平成24年11月から現在まで教育委員として教育振興にご尽力をいただいておりますが、本年11月1日をもちまして任期満了となりますことから、令和6年11月1日までの再任をお願いするものでございます。

浅野氏におかれましては、美浦村土浦にお住まいで、昭和26年生まれの69歳でございます。昭和57年、私塾の学習塾を開講し、自宅、土屋教室を経て、平成16年から昨年まで大

谷で学研教室を開催されておられました。

この間、多くの子供たちとかかわってこられたことから、女性の目線に加え、子供の立場に立った意見をいただいております。

また、図書ボランティアとして、長く中央公民館図書室の運営にお手伝いをいただき、さらに、平成30年から地域未来塾にも参加いただき、中学生の学習支援にも協力をいただいております。

以上のようなことから、引き続き本村教育の発展のためにご尽力をいただきたいと考えております。

以上、議案第3号及び議案第4号につきましてご説明申し上げます。

ご審議の上、ご同意のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 提案理由の説明が終了いたしました。

○議長（下村 宏君） それでは、日程第5 議案第3号 美浦村教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第4号 美浦村教育委員会委員の任命についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第7 発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例、及び日程第8 発委第2号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 沼崎光芳君。

○議会運営委員長（沼崎光芳君） それでは私から、発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例について、並びに発委第2号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則について一括してご説明申し上げます。

初めに、発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案書の3ページをごらんください。

本件は、議員の資格決定の要求または懲罰の動議があった際に設置される、「資格審査特別委員会」または「懲罰特別委員会」の委員の定数について改めるものであります。

内容といたしましては、第6条第2項について、議員定数12名のうち、議長及び審査または懲罰の対象となるものを除く10名とするものであります。

続いて、発委第2号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則についてでございます。

議案書4ページをごらんください。

本件につきましては、第39条中、委員会付託の方法について、条文間にその生じている箇所を改め、これに関連する第101条及び第111条について、あわせて改めるものです。

以上、一括して提案理由を説明させていただきました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 発委第1号、発委第2号の提案理由の説明が終了いたしました。

○議長（下村 宏君） それでは、日程第7 発委第1号 美浦村議会委員会条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 発委第2号 美浦村議会会議規則の一部を改正する規則の質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第5号 美浦村民運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から、日程第17 議案第13号 令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第5号から議案第13号まで一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第5号から、23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号の、美浦村民運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

美浦村民運動公園ゲートボール場は大会や練習での利用がなく、現在は、美浦村民運動公園及び美浦村老人福祉センターの駐車場として利用されておりますことから、現状にあわせた例規整備を行うものとなります。

続きまして、議案第6号 美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、美浦村社会福祉協議会において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に定める指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所を令和2年度に開設したことに伴い、本条例に規定する自立支援センターで行う事業に当該相談支援事業を加えるため、一部改正を行うものであります。

続きまして、議案第7号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

25ページをお開きいただきたいと思います。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した場合等に対する介護保険料の減免についての特例にかかわる規定の追加を行うものであります。

続きまして、議案第8号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

27ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出にそれぞれ1億8,652万8,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を83億9,339万円とするものでございます。

今回の補正予算は、当初予算編成段階で不確実、不確定であり、計上を見送っていたもの及び緊急性を要する事業につきまして、計上をいたしております。

また、各項目の職員給与関係経費では、4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行うための補正をしております。これらの職員給与費の補正につきましては、詳細の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

次に、第2条の地方債の補正ですが、2件の限度額の変更をお願いしております。

31ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正につきまして、ご説明申し上げます。

江戸崎地方衛生土木組合の新ごみ処理施設建設事業負担金の財源内訳としまして、一般廃棄物処理事業債10万円の限度額の増額をお願いしております。

また、臨時財政対策債では、当初予算計上額2億8,000万円に対しまして、発行可能額が2億7,402万6,000円に確定しましたので、597万4,000円の限度額の減額をいたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に、歳出予算から申し上げます。

37ページをお開きいただきたいと思います。

総務費について申し上げます。

総務管理費の財政調整基金費では、普通交付税の額決定及び大谷保育所園庭拡張工事の取りやめ等により余剰金が発生したため、1億553万9,000円を計上いたしております。減債基金費でも同時に、1,999万9,000円を計上いたしております。

続いて民生費について申し上げます。

39ページをお開きいただきたいと思います。

社会福祉費の社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金で人事異動等による職員給の調整として120万7,000円の増額補正をお願いいたしております。

老人福祉費でも同様に、介護保険特別会計繰出金で161万6,000円の減額補正をいたしております。

40ページをお開きいただきたいと思います。

児童福祉費の保育所費では、大谷保育所園庭拡張工事の取りやめにより、大谷保育所管理費で4,363万4,000円の減額補正をいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

41ページをお開きいただきたいと思います。

保健衛生費の予防費については、新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。

母子保健事業費、子育て世代包括支援事業費では、それぞれ50万円の増額補正をお願いしており、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を充当いたしております。

また、新型コロナ感染症防止対策事業については、778万2,000円を計上しており、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたしております。

続いて、商工費について申し上げます。

43ページをお開きいただきたいと思います。

商工費の商工振興費では、新型コロナ対策地域経済活性化事業で1,100万円の増額補正をお願いしております。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたしております。

続いて、消防費について申し上げます。

44ページをお開きいただきたいと思います。

消防費の災害対策費では、新型コロナ対応避難所対策事業で1,787万8,000円を計上しており、財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

45ページをお開きいただきたいと思います。

教育総務費の事務局費では、新型コロナ教育関連対策事業で303万5,000円の増額補正をお願いしております。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当してお

ります。

次に、G I G Aスクール構想実現事業では、1人1台端末等整備にかかわるパソコン設定委託料で1,214万3,000円を計上し、端末の購入及びソフトウェア購入費用等で4,851万円を計上しております。

財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び公立学校情報機器整備費補助金を充当しております。

次に、小学校費の学校管理費では、新型コロナウイルス感染症対策にかかわる経費を小学校3校で計上しております。

木原小学校保健特別対策事業で100万7,000円、大谷小学保健特別対策事業で150万8,000円、次のページの安中小学校保健特別対策事業で101万円をそれぞれ計上しております。

また、各小学校の保健特別対策事業の財源につきましては、学校保健特別対策事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

次に、中学校費の学校管理費では、各小学校と同様に美浦中学校保健特別対策事業で150万円を計上しております。

財源としまして、学校保健特別対策事業費補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。

続いて、災害復旧費について申し上げます。

49ページをお開きいただきたいと思います。

公共公用施設災害復旧費の公共施設災害復旧費では、昨年10月に発生した大雨の影響により、村有地の法面が崩落したため、その修繕費用として499万9,000円の補正をお願いしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

34ページに戻っていただきたいと思います。

初めに、地方特例交付金の減収補てん特例交付金及び地方交付税の普通交付税については、交付額が決定したことにより、差額の338万4,000円と1億4,807万4,000円の増額補正をいたしております。

次に、国庫支出金については、歳出予算の中で説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策が主なものとなっておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

次に、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金では、前年度の精算分等の繰入金として、国民健康保険特別会計繰入金で237万4,000円、介護保険特別会計繰入金で706万8,000円、後期高齢者医療特別会計繰入金で111万3,000円を、それぞれ増額補正いたしております。

次のページ35ページをお開きいただきたいと思います。

基金繰入金では、前年度繰越金、普通交付税、特別会計繰入金、当初予算額を上回ったこと等により、歳入予算の剰余分を戻し入れることといたしまして、減債基金繰入金で8,000万円を、財政調整基金繰入金で1億6,587万1,000円を増額することといたしました。

次に、繰越金について申し上げます。

令和元年度一般会計歳入歳出決算額が決定、確定となり、前年度繰越金が当初予算計上額1億円に対しまして、2億6,387万5,000円となりましたので、差額の1億6,387万5,000円の増額補正をいたしております。

最後に、村債につきましては、冒頭の地方債の補正で説明いたしておりますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、議案第9号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

57ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,432万6,000円を追加し、補正後の予算総額を18億9,332万6,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

63ページをお開きいただきたいと思います。

総務費、総務管理費の一般管理費につきましては、職員給与関係経費で人事異動による予算調整額120万7,000円の増額補正をものがございます。

保険給付費、傷病手当諸費の傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等の労務不能に伴う収入減少への傷病手当金支給に速やかに対応するため、5万1,000円の増額補正をするものでございます。

基金積立金の支払準備基金積立金につきましては、前年度繰越金が確定し、今回の補正予算の歳入額で歳出額を上回りましたので、剰余金6,044万3,000円を積み立てし、国保財政基盤の安定を図るものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金の、その他償還金につきましては、前年度、県から交付された保険給付費等交付金特別交付金の超過交付金の返還金として25万1,000円の増額補正をするものでございます。

次の諸支出金、繰出金の一般会計繰出金につきましては、前年度歳入で一般会計から繰り入れた額のうち、職員給与費等繰入金分、出産育児一時金繰入金分の歳出額決定による不用額相当分について、一般会計へ返還する繰出金として237万4,000円の増額補正をするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

62ページにお戻りいただきたいと思います。

国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険税減免に伴い、医療給付費分として118万4,000円、後期高齢者支援金分として39万3,000円、介護納付金分として24万7,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

国庫支出金、国庫補助金の国民健康保険災害臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の保険税減免による損失補填として、減免総額のうち10分の6の補助が見込まれるため、107万1,000円の増額補正をするものでございます。

また、次の県支出金、県補助金の保険給付費等交付金において、残り10分の4の補助が見込まれる75万3,000円の増額補正をするものでございます。

繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金では、職員給与費等繰入金で、歳出の総務管理費の増額補正と同額の120万7,000円を増額補正するものでございます。

繰越金につきましては、令和元年度決算の翌年度繰越額が確定しましたので、一般被保険者分で6,311万9,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、議案第10号 令和2年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

71ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ3,084万8,000円を追加しまして、予算総額を12億9,384万8,000円とするものです。

それでは、保険事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

77ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、総務費の総務管理費の職員給与関係経費について、4月の人事異動に伴うものとして155万6,000円を減額しております。

次に、基金積立金、介護給付費準備基金積立金について、前年度の歳入歳出差し引き残高から、前年度の介護給付費及び地域支援事業費にかかわる国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費、介護保険事務費等の総務費の精算返還金の返還後の残高を基金に積み立てするもので、今回2,163万5,000円を増額計上しております。

次に、地域包括支援センター費、総務管理費の職員給与関係経費について、4月の人事異動に伴うものとして6万円を減額計上しております。

次に、諸支出金、償還金について、前年度の国庫支出金返還金として152万1,000円、支払基金交付金返還金として135万4,000円、県支出金返還金として88万6,000円、合計376万1,000円を増額計上しております。

78ページをお開きいただきたいと思います。

次に、諸支出金、一般会計繰出金について、前年度の介護給付費及び地域支援事業費にかかわる一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費、介護保険事務費等の総務費の精算返還金、合計706万8,000円を増額計上しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明申し上げます。

前のページにお戻りいただきたいと思います。

76ページです。

初めに、繰入金、一般会計繰入金について、総務費及び地域包括支援センター費の職員給与関係経費に対する繰入金として161万6,000円を減額計上しております。

次に、繰越金については、前年度の歳入歳出差し引き残高3,246万5,000円を計上するもので、今回3,246万4,000円を増額計上しております。

繰越金の中から、前年度の介護給付費及び地域支援事業費にかかわる国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金の精算返還金及び職員給与関係経費、介護保険事務費等の総務費の精算返還金を返還して、精算後の残高は介護給付費準備基金に積み立ていたします。

続きまして、議案第11号 令和2年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

86ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万3,000円を追加し、補正後の予算総額を1億6,181万3,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。

92ページをお開きいただきたいと思います。

諸支出金の繰出金の一般会計繰出金につきましては、令和元年度歳入の一般会計繰入金にかかわる精算返還金として111万3,000円の増額補正をするものでございます。

前のページ、91ページに戻っていただきたいと思います。

歳入についてご説明申し上げます。

繰越金につきましては、令和元年度決算の翌年度繰越額が確定したため、前年度繰越金で111万3,000円の増額補正をするものでございます。

続きまして、議案第12号 令和2年度水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

93ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、支出の営業費用で、職員給与関係経費で4月の人事異動等に伴う職員給与費の調整を行い、1,449万2,000円の減額補正をいたしております。

それでは、補正予算明細書についてご説明申し上げます。

101ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出予算につきましては、ご説明申し上げます。

水道事業費用の営業費用で、職員給与関係を調整しております。

続きまして、議案第13号 令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

102ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、収入の営業外収益で96万2,000円の減額、支出の営業費用で3,150万1,000円の増額をお願いしております。

また、第3条の資本的収入及び支出につきまして、建設改良費で237万5,000円の増額をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づき説明を申し上げます。

112ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の収入予算につきまして、ご説明申し上げます。

収入の営業外収益の他会計補助金で170万6,000円の増額、長期前受金戻入で各項目の戻入が確定したことにより266万8,000円の減額、合計96万2,000円の減額をお願いしております。

113ページをお願いしたいと思います。

支出の営業費用では、管渠費の公共下水道分の修繕費としまして340万円の増額をお願いしております。

こちらにつきましては、経年劣化により性能が落ちたマンホールポンプについて交換を行うものでございます。

次に、処理場費の公共下水道分の修繕費で1,158万3,000円の増額をお願いしております。

こちらは、美浦水処理センター内で経年劣化等により機能が低下した機器の修繕費でございます。

同じく、処理場費の農業集落排水分の修繕費で271万3,000円の増額をお願いしております。

こちらは、安中・大須賀津地区処理場の経年劣化により機能が低下した機器を交換するものでございます。

次に、職員給与関係費で、4月の人事異動等により職員給与費の調整を行うため補正をいたしております。

次に、減価償却費で、額の確定により8万4,000円の増額をお願いしております。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

114ページをお開きいただきたいと思います。

支出の建設改良費で、職員給与費の調整を行うため補正をいたしております。

以上、議案第5号から議案第13号について、一括してご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第8号で、一般会計補正予算のページ、35ページです。減債基金繰入金、財政調整基金繰入金の「増額」と説明しましたが、「減額」でございます。訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長、続いての提案理由の説明大変お疲れさまでした。

ここで会議の途中でありますが、暫時休憩いたします。

11時15分に再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時00分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 日程第18 議案第14号 令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第25 議案第21号 令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件まで、8 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第14号から議案第21号までの提案理由説明に先立ちまして、本日大変お忙しいところ決算審査報告のためにご出席をいただいております椎名監査委員に、お礼を申し上げたいと思います。大変ご苦勞さまでございます。

先般の決算審査では、地方自治における公正と効率の確保を図るため、財務に関する事務の執行や公営企業などの経営にかかわる事業の管理が、関係法令や村条例に基づき適正に行われているか、審査を実施していただきました。

この席を借りまして、椎名監査委員、岡沢監査委員の日ごろのご尽力に対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、議案第14号から議案第21号は、令和元年度的美浦村一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の歳入歳出決算の認定と、電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件にかかわる案件でございます。

一般会計及び特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により本村監査委員の審査を経て、同条第3項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いすべく、本日提案いたしました次第でございます。

また、公営企業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により、管理者から提出があったもので、同条第2項の規定により本村監査委員の審査を経て、同条第4項の規定により、審査意見書を添えて議会の認定をお願いすべく、本日提案いたしました次第でございます。

なお、電気事業会計の剰余金の処分につきましては、同法第32条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

歳入歳出決算内容及び主要施策の効果につきましては、別冊の令和元年度美浦村歳入歳出決算書、事業報告書及び公営企業会計決算書をごらんいただくこととし、詳細の説明は省略をさせていただきたいと存じます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、引き続きまして「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和元年度決算にかかわる健全化判断比率及び資金不足

比率につきましても、先般、監査委員の審査をいただきましたので、審査意見書を添えてご報告いたします。

別添資料となっております、「健全化判断比率の報告について」及び「資金不足比率の報告について」をごらんいただきたいと思います。

各比率について申し上げますと、最初に健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、それぞれ黒字でございますので、赤字比率は出ておりません。

また、実質公債比率は5.8%、将来負担比率は41.1%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計、電気事業会計、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のいずれも、資金不足額は発生しておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、ご報告申し上げます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。

監査委員 椎名利夫君。

○監査委員（椎名利夫君） 監査委員の椎名です。

それでは、報告をいたします。

令和元年度美浦村一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに電気事業会計剰余金の処分及び決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、7月28日から30日までの延べ3日間、審査を行いました。

審査に当たりましては、村長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じて関係者の説明を聴取して行いました。

令和元年度各会計の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合し、審査を行った結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果において特に気になった点は、3点ほどあります。

国民健康保険においては加入者が減少傾向にあり、社会保険加入及び転出により加入者が減少しているほか、後期高齢者に移行している加入者が増加しています。これに伴い、介護保険認定者の高齢化も増加しており、医療費・介護給付費の支出が年々増加しております。被保険者の健康寿命を延ばすためにも、高齢者以外の世代にも、健康講座を実施する等、医療費の抑制に努めてください。

小学校あり方検討委員会の協議の結果、新たな統合小学校の建設が決定されました。今

後は小学校の建設に向けての協議が開始されますが、建設場所や建設資金の確保等、課題は多いと思いますが、「第7次美浦村総合計画」にあります、子供の健やかな成長を育む村づくりを体現する学校建設となりますので、大いに期待しています。また、統合小学校建設後の旧3校の利用方法についても検討してください。

諸税等の滞納は少なくなってきましたが、特に公共下水道事業使用料及び負担金、農業集落排水事業使用料及び分担金、水道料金については、滞納が相当額残っております。差し押さえ等の強制執行も視野に入れることとなりますが、まずは生活状況の聞き取りや、財産調査等による分析が必須となります。また、裁判所へ支払督促の申し立てを実施するならば、時効止めの管理や料金以外の税や他市町村未納状況なども調べておく必要があります。

今後は、徴収・欠損のノウハウや滞納情報を保持する収納課との連携や他市町村の動向を見据えながら適正な処理を行って対応してください。

そのほかについては、岡沢監査委員とともに、決算書審査意見書を村長に提出しておりますので、申し添えます。

以上で報告を終わります。

○議長（下村 宏君） 村長並びに椎名監査委員には、提案者の説明、また、決算審査の報告、大変お疲れさまでした。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております決算についての質疑は決算審査特別委員会において行うこととし、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

日程第18 議案第14号 令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第25 議案第21号 令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件まで、以上8議案について、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

これより、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長を互選願います。

ここで暫時休憩といたします。

控室のほうでお願いをしたいと思います。

午前11時28分 休憩

午前11時35分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので、議長から報告をいたします。

委員長に、林 昌子君。

副委員長に、小泉輝忠君。

以上でございます。

8月31日までに受け付けをしました請願につきましては、会議規則第92条第1項の規定により配付しました請願文書表のとおり、所管常任委員会に付託をいたします。所管の常任委員会におかれましては、審査のほどよろしく願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時36分 散会

**令和２年第３回
美浦村議会定例会会議録 第２号**

令和２年９月１６日 開議

一般質問

林 昌子 議員
山崎 幸子 議員
飯田 洋司 議員
松村 広志 議員

１．出席議員

１番	下 村 宏 君	２番	山 崎 幸 子 君
３番	北 出 攻 君	４番	松 村 広 志 君
５番	葉 梨 公 一 君	６番	小 泉 嘉 忠 君
７番	塚 本 光 司 君	８番	岡 沢 清 君
９番	飯 田 洋 司 君	１０番	林 昌 子 君
１１番	小 泉 輝 忠 君	１２番	沼 崎 光 芳 君

１．欠席議員

な し

１．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	富 永 保 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	濱 田 勘 木 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君

１．本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第3回定例会へのご参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和2年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

なお、コロナ禍の中での一般質問でありますので、わかりやすく簡潔に、ご答弁のほうも質問のほうもお願いをしたいというふうに思います。

最初に、林 昌子君の一問一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 改めましておはようございます。

前回の一般質問においては、マスクを着用して一般質問させていただきましたが、本日は録音の関係上、感度をよくするために、ソーシャルディスタンス保っておりますので、登壇者に関してはマスクを外すというやり方で本日举行させていただきますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

このたびの新型コロナウイルスに感染された皆様には、お見舞いを申し上げますとともに、早期回復を願っております。

また、インフルエンザ感染者とともに対応して多忙をきわめていらっしゃる、医療従事者の皆様には敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず初めに「いばらきアマビエちゃん利用促進について」質問をいたします。

茨城県は、新型コロナウイルス感染対策と社会経済活動の両立に向けた対策に力を入れております。その一つが、感染者と接触した可能性がある人にメールで通知をする、茨城県独自のシステム「いばらきアマビエちゃん」の導入です。

いばらきアマビエちゃん利用促進を図るために、県といたしまして10月に条例化をし、事業者登録と県民の利用登録を義務化させ、感染拡大の抑制に積極的に協力を呼びかけております。

国が開発した接触確認アプリ「COCOA」とあわせて活用する人がふえれば、感染拡

大の防止につながることを期待をされます。

9月10日に判明しました阿見町の東京医科大学茨城医療センターの院内感染者は、9月15日の第5報で13名との発表があり、その中に美浦村で4人目の感染者が出ました。まだまだ安心できません。

自分を守り、大切な人を守り、地域と社会を守るためにも、積極的な活用促進は、本村においても必要であると考えます。

そこで質問です。

本村として、登録事業者への支援策や利用登録者への利用促進をどのように図っていくか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの林議員の質問にお答えを申し上げます。

あわせて、タブレットのほうをごらんいただきたいと思います。

「いばらきアマビエちゃん」は、ガイドラインに沿って感染防止に取り組んでいる事業者を応援するとともに、感染者が発生した場合にその感染者と接触した可能性がある方に対して注意喚起の連絡をすることで、感染拡大の防止を図ることを目的としたシステムでございます。

事業者の方は県のガイドラインを遵守していることをPRでき、システムを導入することで、お客様に安心してお店をご利用いただけます。

一方、村民の方は新型コロナウイルスの感染者が発生したとき、感染者と同じ日に同じ施設を利用した方はメールでお知らせを受け取ることができます。

村内の「いばらきアマビエちゃん」の登録状況につきましては、公共施設や民間施設、それからイベント関係を合わせますと41施設となっており、うち公表している施設及びイベントは33となっております。

一覧表のほうをごらんいただきたいと思います。

本村として「いばらきアマビエちゃん」への登録事業者への支援策としましては、茨城県地域企業活力向上応援事業補助金（県補助2分の1）を活用しまして、登録事業者に対して一律10万円の補助を行い、利用促進を図ってまいります。

また、いばらきアマビエちゃんの利用登録者へは、広報みほ、美浦村ホームページ、M i h o V i s i o n、サイネージにて周知を行います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 具体的にデータを示していただきましたので、把握することができました。多くの庁舎が協力していただいていることも理解いたしました。

現在でも多くの民間施設の協力があるのはありがたいです。今後も、地域企業活力向上応援事業補助金を活用して、さらに登録箇所がふえることを期待しております。

聞くとところによりますと、登録義務の施設に庁舎が入っていないとのことでした。美浦

村役場は、玄関入り口自動ドア入ったところに手の消毒液と一緒に掲示してありますが、県内市町村庁舎の登録状況はどのような状況でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） 林議員の質問にお答えをいたします。

県内市町村の庁舎では、42市町村で登録がされており、登録してないところでも、ほかの公共施設は登録をしているという状況でございます。

幸い美浦村は感染者が少なく、職員にも感染者は発生しておりませんが、職員に対しても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各施設や会議、イベント等に出向いた際には登録をするよう促しておりますので、議員各位におかれましても、同様に登録されるようお願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいま、「議員各位におかれましても」というご依頼がありました。議員への啓発依頼、承知いたしました。私は行く先々で「感染防止対策宣誓書」のところで登録をしております。登録すると安心します。なぜかといいますと、新型コロナウイルスは感染症状が出ていないうちから飛沫感染しますので、誰が感染しているかは自分では判断ができません。感染者が出たというメールが届かないということは、自分が利用した施設に感染者がいらないということも確認ができ、安心して行動できます。

先ほど、経済建設部長の答弁で、「職員に対しても、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各施設や会議、イベント等に出向いた際には登録するように促している」とのことでした。とても心強い言葉でございます。

美浦村は公共施設や職員が新型コロナウイルス感染防止対策に全力で取り組んでいる姿勢が住民に伝わると、住民も安心して役場や公共施設を利用できます。

ここで、資料をごらんください。

これは、中央公民館での取り組みをご紹介します。

上の写真ですが、玄関を入りましたら、一番にみほ一すがマスクをかけて迎えてくれます。消毒液で手を消毒する前に、「感染防止対策宣誓書」の二次元コードを読み取るように掲示しています。その後の流れや、スマホでない方でも登録できるやり方の説明も添えられていますので、とてもわかりやすい掲示をされております。

下の写真は、職員が出勤シタイムカードを押したら、その場で二次元コードを読み込めるように提示しています。部長の言われたことが即実行されていることに、感動いたしました。

役場内での感染防止対策は、職員のマスク着用と手洗い。窓口でのアクリル板設置や会議終了後の部屋の消毒励行など、強力に対策をしていただいております。それに加えて、いばらきアマビエちゃんの推進で、役場や公共施設及び村内の民間施設利用も安心して活用することができます。

これらも、美浦村から感染者を出さない。住民の安心安全な生活を守るとの村の姿勢を崩さず、住民対応に当たっていただきたいことを念願し、「いばらきアマビエちゃん利用促進について」の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、次期介護保険事業計画について伺います。

国では、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しており、令和3年4月から施行するとこととされています。地域共生社会とは、子供・高齢者・障害者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共につくり高め合うことができる社会のことです。

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、村が包括的に支援体制を整備することが求められると思いますが、次期介護保険事業計画の現状と今後の展望について、お尋ねをいたします。

まずは、次期介護保険事業計画の現状について、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） 林議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本年6月、国会におきまして「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が可決され、成立したところでございます。

改正法は、「地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金及び国等の補助の特例の創設、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、社会福祉連携推進法人に係る所轄庁の認定制度の創設、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化等の所要の措置を講ずること。」これらを法の趣旨としております。

趣旨のとおり改正法では、「地域共生社会の構築」及び「社会福祉全般を含む包括的な支援体制の構築」を求めていますことから、改正は社会福祉法のみならず、介護保険法、老人福祉法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律等の関連法を含む多岐にわたっております。

現在、3年間で1期として、計画的な高齢者・介護保険施策を総合的に推進する現行の「美浦村高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の計画期間が今年度で終了しますことから、平成30年度から設置しております「美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」の中で、介護保険給付の円滑な実施に向けた、第8期計画の策定についてご協議をいただいているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいま、第8期計画の策定中ということでございましたが、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、地域共生社会の実現のためには、村が包括的に支援体制を整備することが求められると思います。その点どのようにお考えなのか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の「包括的な支援体制の整備」につきましては、改正介護保険法第5条第4項関係におきまして「国及び地方公共団体の責務に関する事項」として「国及び地方公共団体は、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策等を包括的に推進するに当たっては、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならないものとする。」とされております。

また、改正社会福祉法第106条の4関係では、「重層的支援体制整備事業に関する事項」として、「市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができる。」とされております。

この「重層的支援体制整備事業」につきましては、法制度の改正に合わせ、各分野におきまして包括的な支援体制の構築を行っているところでございますが、高齢者・介護保険分野におきましては、平成24年の第5期介護保険事業計画より、「地域包括ケアシステム」として、可能な限り住み慣れた地域で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスも含めたさまざまな生活サービスが日常生活の場で適切に提供できるよう、地域における包括的な支援体制の構築を目指してきたところでございます。

現在、策定中の美浦村高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画におきましても、高齢者の皆さんが、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送れるまちを、地域の皆さんとともに支えあいながらつくり上げていけるよう、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制が整備できるよう、努めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 介護保険を利用する方への支援が包括的に提供される体制は、情報の的確な把握と関係する所管の横の連携が不可欠であることは私が申し上げるまでもなく、担当されている方は切実な課題と捉えていると推察いたします。

そこで、次期介護保険事業計画策定の進捗及び今後のスケジュールについてはどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美浦村高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会におきましては、平成30年度の設置以降昨年度までは、本村における介護保険事業の実施状況についてや、第8期計画の要点、策定方針について、計画に反映するためのアンケート調査について、ご協議をいただいていたまいりました。

今年度に入りましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた会議に、委員の皆様にお集まりいただくことができず、書面によりご報告案件等を確認させていただいたこともありましたが、8月には、第8期計画の策定に係る基本指針及び計画骨子について、ご協議をいただいたところでございます。

今後は、国が示す第8期介護保険事業計画策定の基本指針に基づき、村の介護保険事業の検討を行い、本村の実情に応じた新たな計画の素案を策定し、パブリックコメントを実施し、第8期の計画を策定する予定でございます。

また、介護保険料につきましては、報酬改定の決定をもちまして保険料案を定め、令和3年第1回定例会に上程させていただく予定でございます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） アンケート調査をされたということでございますが、アンケート調査をされた結果から、今後の介護保険事業に係る課題等が出てきていると思います。どのような課題があるのか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 吉田正己君。

○保健福祉部長（吉田正己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

アンケート調査の結果から得られる課題につきましては、現在、幾つかの設問を掛け合わせるクロス集計等により整理をしているところでございますが、アンケート調査の単純集計結果から幾つか見てみますと、「今後利用したい介護予防事業」の設問に対しましては、割合の高い順から、「運動機能の向上教室」が42.1%、「認知症予防」が38.0%、「膝痛、腰痛対策」が27.2%となっておりますことから、運動による介護予防が最も多く望まれていることがわかります。運動は、さまざまな疾患を予防したり、けがによる骨折や転倒を防ぐことにもつながります。また、体を動かしますと血流がよくなり、病気だけでなくストレスの発散や精神安定にも一定の効果が見られるほか、運動は脳にもある程度の刺激を与えるため、物忘れや認知症の予防にも役に立つと言われております。村でも現在、運動教室を実施しておりますが、介護サービスを必要とする方を極力少なくするため、また、重症化を防ぐため、効果のある、運動による介護予防について研究する必要があります。

また、「あなたが医療や介護が必要な状態が続いた場合、生涯暮らし続けていく場所としての希望の場所は」との設問に対しましては、「自宅」が34.8%、「老人ホームなどの福祉施設」が21.1%、「病院などの医療施設」が17.1%、「よくわからない」が23.3%となっており、できるだけ自宅で介護を受けたいと考えている方が多いことがわかります。

その場合、在宅医療と介護の両方が必要になると思いますが、在宅医療と介護を一体的に提供することができるよう、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の関係者との連携を進めていく必要があります。

このほかにも、アンケート調査から得られる課題があると思いますが、次期地域計画の課題として素案の中に反映していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） アンケートによって、住民の現状が的確に把握できる内容ですので、美浦村に合った計画策定がなされると期待をいたします。

アンケートから見えるここ数年の推移を見ますと、以前は在宅希望だった方でも、高齢者2人住まいやひとり住まいの方がふえ、頼りだった娘さん、息子さんが介護することができなくなり、施設に世話になるしかない人がふえているように感じました。

そこで頼りになるのが、福祉介護課内にあります、「地域包括支援センター」ではないでしょうか。住民の不安な気持ちに寄り添い、どのような状態になっても安心して過ごせるように、何らかのサポート体制があることを丁寧に伝えることが大切であると考えます。

そこで、次期介護保険事業計画の今後の展望について、村長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 定例議会再開日、ご苦労さまでございます。

今、林議員のほうからですね、次期の介護保険事業計画の展望ということで、今、保健福祉部長のほうから、国が定めた計画、また美浦としても第8期の介護保険事業計画の策定をするということで、美浦村でも高齢者75歳の方がふえておりますし、たまたま新聞で、もう100歳以上が8万人を超えたということで、美浦村にも100歳以上の方がおりますが、これから高齢者がふえる中で、多分、あと何年かすると10万人も超えるような、そういう時代に入ってくるのかなというふうに思います。

当然、議員の皆さんの中にも、私もそうですけれども、そういう介護保険のところにお世話になるということが、将来、あるだろうというふうに思いますけれども。

でも、国が、安倍首相が8月28日に退陣を表明して、いよいよ菅さんが首相になり、新たな内閣がつくられます。

菅首相が言っているのは、自助、共助、公助というふうなことを掲げておりますけれども、自助も大切なんですけれども、やはり共助、近くにいる、そういう方々との連携のし合いをし、そういう支え合いをしていかないと、なかなか老々の部分では、なり行かなくなる部分があるのかなというふうに思います。

そういう中で、部長が答弁をしておりましたけれども、自治体ごとに少しずつ、そういう地域包括ケアシステムの部分を——部分は変わってくるかと思いますが、美浦村としては、できるだけですね、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて、

介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や、高齢者の皆さんが安心して老いを迎えられる、そんな地域社会をつくるために住民同士が支え合い、そして自立を促す仕組みづくりに一体的に取り組むことで、地域共生の社会の実現を図っていききたいというふうに考えております。

ぜひ、第8期の介護保険の事業計画が示せるように、できましたら、また議員の皆様にはご報告をしていきたいというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 高齢者が安心して老いることができる、その社会づくりを、村長とともに、村民と一緒に築いていけたらと思います。高齢化社会の中で家庭環境は変化し、年々介護保険事業は複雑化しております。担当課の皆様のご苦労は推しはかれませんが、なおかつ、このたびは、コロナ禍中、タイトな日程での策定は困難を期していることをお察しいたします。

美浦村の問題点と課題を正確に把握した上で、今まで以上に、ボランティアの方々や民間のノウハウを活用して、介護保険に力を入れていく必要があると考えます。

介護を受ける方も、ボランティア等でかかわる人も、ともに楽しく人生を送れるための計画策定がなされることを切に願います。

以上で、次期介護保険事業計画についての質問を終わります。

最後の質問になります。

「改正バリアフリー法」について質問をいたします。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に加え、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の観点から、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」、いわゆる改正バリアフリー法が成立し、5月20日に公布されました。

「バリアフリー」とは、言うまでもなく、多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすことです。どんな立場でも安心して自由に生活するために、建物や交通機関などのバリアフリーだけでなく、一人一人が多様な人のことを理解し支え合う、「心のバリアフリー」を広げることが、美浦村に住み続けられる大きな要因と考えます。

資料をごらんください。

国交省が、新幹線でのバリアフリー化の整備基準を検討するに当たり、車椅子利用者の方々の協力を得て、実証実験しているという記事でございます。

利用される方が快適に利用できることが大前提ですから、国も強力に取り組んでいることが伺えます。

多様な人たちのことが考慮されていない地域では、心身機能に障害がある人などにとって、さまざまなバリアを生み出しています。

そこで、本村におけるバリアフリーの構想展望を伺います。

①といたしまして、マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまち

づくりの一層の推進をどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

平成31年3月に国土交通省により策定された「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」では、いわゆるバリアフリー法に想定された移動等円滑化促進方針（マスタープラン）は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区と言いますけれども）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画でありますバリアフリー基本構想の作成につなげていくことを狙いとしたものということです。

村では、第7次総合計画の基本計画の「人にやさしい福祉体制の充実」の施策の中で、「高齢者や障がい者（障がい児）も活動しやすい（バリアフリー）施設及び設備の充実」ということで記載があります。また、美浦村障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の中では、「障がいに配慮したまちづくりの総合的な推進」として公共施設の整備、安全で快適な道づくり、移動支援の推進を掲げています。これらの考え方により、公共施設のバリアフリー化等を進めてきました。

バリアフリー法によるマスタープラン策定の効果としては、基本構想を作成していない自治体や基本構想を作成していない地区等で、道路や建築物等の具体施設のバリアフリー化事業の調整が難しい段階においても、バリアフリー化の考え方を意識させることができます。また、マスタープランを積極的に作成していくことが基本構想作成へのステップアップにつながるということです。令和2年3月時点で、基本構想を策定している市町村は全国で304市町村となっています。茨城県内では7市、七つの市、この7市は、利用者数が1日5,000人以上の旅客施設として、鉄道の駅やバスターミナルなどがあります。マスタープランは、平成2年6月時点で全国8市区——市と区ですね、が策定しています。村でも、今後マスタープランや基本構想を策定する意義や効果を研究していきたいと考えます。

以上、林議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 「バリアフリー法によるマスタープラン策定の効果と、バリアフリー化事業の調整が難しい段階においてもバリアフリー化の考え方を意識させることができることや、マスタープランを積極的に作成していくことが基本構想作成のステップアップにつながる」と認識されていることが確認することができました。部長の答弁から、本村でも検討されることは必要であると、改めて感じました。

次に、バリアフリー法は幅広い施策がありますが、本村の担当部署はどこでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

バリアフリー法の担当部署ということで質問をいただきました。

バリアフリー法は、旅客施設や車両、道路、交通、教育等多くの施策が関連します。建築物についても規定があることから、茨城県においては建築指導課が担当になっており、通知等を受ける部署は都市建設課となっております。

以上、林議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 都市建設課ということですので、よろしくお願いいたします。

マスタープランや基本構想を作成されることは、住民にとっても行政にとっても有益であると考えます。ただいまの部長答弁でもありましたけれども、施策内容が広範囲で、多くの課と関連しています。都市建設課が担当ということですが、庁内のグループ化を充実させて推進されることを期待いたします。

次に、②としまして、聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化をどのように図っていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

国のバリアフリー法に基づく次期目標については、現在「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」において検討されており、中間の取りまとめが公表されています。その中で、次期目標の設定に向けた見直しの視点で「聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化」があります。これは、これまでの指標に加え、運行情報案内板設備、案内用図記号による標識等の案内設備の設置を明確に位置づけることです。この中間取りまとめは、1日3,000人以上の人が利用する旅客施設、重点地区内の道路でのバリアフリー化などを推進とあり、本村には該当する施設はあまりありませんが、どのようなことが今後必要となるか研究していきたいと考えます。本村内で定期バス路線を運行しているバス会社に確認しましたところ、運行している18台のバスのうち1台だけが車椅子に対応していないとのことでした。情報案内については、そのような会社と一緒に、どのようなことができるか考えていきたいと考えます。

以上、林議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 情報案内の件では、よろしくお願いいたしますと思います。

本村でこの9月に実施された道路のバリアフリー化の一例として、通学路の横断歩道設置がありますので、ちょっとお示しさせていただきます。

資料をごらんください。

ここは、みほふれ愛プラザやスーパーカスミが隣接している道路です。この道路は、開通したことで美浦中学生の通学路となりましたが、歩道が設置されていながらも、交差点に横断歩道はなく、生徒と車での衝突の危険性があり、登校時にとても危険な場所でした。また、車椅子利用者は車椅子で渡られるスペースがなく、とても利用できる環境にはありませんでした。住民からの要望が多く寄せられ、担当課と警察署の方のご尽力で、つい先

日、横断歩道が設置されました。利用者から喜びの声が寄せられていることをお伝えをし、担当課には感謝を申し上げます。これも一つのバリアフリー化だと思います。

施設に関してですが、役場や中央公民館のように、多くの方が使う施設は入り口スロープやエレベーター設置でバリアフリー化が進んでいますけれども、老人福祉センター、木原地区多目的集会施設、安中地区多目的集会施設での車椅子利用は可能かどうか、現状を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） ただいまの林議員の質問にお答えする前に、私の前の答弁で誤りがありましたので訂正させていただきます。

先ほど、マスタープランの全国の策定状況ということで、私、令和と言ったつもりが、平成と言ってしまったようで、平成2年6月末時点での策定状況として全国の8市区ということで、——「令和」ということで、訂正をお願いいたします。申しわけございません。

それでは、ただいまの林議員のご質問にお答えいたします。

老人福祉センターにつきましては、1階部分については車椅子で移動ができます。木原地区多目的集会施設、安中地区多目的研修集会施設は玄関までは車椅子で使用できますが、玄関から1階に上がる時には段差があります。選挙等で利用する場合には、可搬型のスロープ使い利用をしています。

以上、林議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 入り口スロープは可搬型ということで理解はしているわけなんですけれども、施設内は、まだ段差があるように見受けられます。現在のようなコロナ禍で災害が発生したときは分散避難となり、住民の第一次避難所になる可能性もあります。今後のバリアフリー計画に入れていただくことを提案いたします。

それでは資料をごらんください。

次に、つくば市で、合理的配慮の提供、支援事業に対する補助金として、事業者や自治会などの地域の団体に、点字メニュー、チラシの音読などのコミュニケーションツールの作成、折り畳み式スロープなどの物品の購入、段差解消工事などに上限1万円から10万円の費用を助成していますけれども、このような事業を本村でも有益と思いますが、本村での導入はどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

合理的配慮の提供、支援事業に対する補助金制度を導入してはとのご質問です。

大規模な工事ではなく、ちょっとした配慮で、障害のある方の利用しやすい環境をつくることはできると思います。林議員から提案のあった事業も先進的な事業として情報を収集し、本村での制度導入については研究していきたいと考えます。

以上、林議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） よろしくお願ひいたします。

次に、③移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」の推進が示されておりますけれども、本村としてどのように推進するとお考えか伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました国の「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」の中間の取りまとめにおいても、移動円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」の推進が示されており、用語の認知度に関する数値目標を設定することです。

国では、現在も初等教育から生涯学習まで、発達段階に応じてこの教育を実践しており、さらに推進していこうとするものです。

本村でも、社会福祉協議会が、村内小学校において「高齢者疑似体験」「車椅子体験」を実施し、また、認知症サポーター養成講座も行っています。

資料をお願いいたします。

国土交通省では「心のバリアフリーのさらなる推進に向けて」としてソフト施策の取り組み状況として、資料で示したようにバリアフリー教室を各地で開催したり、ハンドブックの作成をしているので、国の施策に注視しながら、村はどのようなことができるか研究していきたいと考えます。

以上、林議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいま部長がお示しいただきました資料の「心のバリアフリーのさらなる推進」の取り組みで示されましたハンドブックですけれども、学校ではそのハンドブックを使って授業をしているかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

中学校では、国土交通省の資料にあるハンドブックの確認はできませんでした。しかし、小学校では「心のバリアフリーノート」という教材により「総合的な学習の時間」で授業を行っております。

以上、林議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 教材に関しては、了解いたしました。

先ほど「高齢者疑似体験」「車椅子体験」を実施しているとのことでしたけれども、多くの方の状況を理解するために、聴覚、視覚障害があった場合の体験学習も必要であると考えますが、追加できないかお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 林議員のご質問にお答えいたします。

視覚、聴覚障害の体験学習もできないかとのご質問です。

早急に実施できるかどうかはわかりませんが、心のバリアフリーを推進する上で、どのような体験、学習会が有効であり、実際に実施できるかについては、さらに研究したいと考えております。

以上、林議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ぜひ、ご検討をよろしくお願いいたします。

現状を把握するにあたり、高齢者や障がい者に関連する協議会等の構成メンバーの協力を得て、車椅子や目隠ししたり、耳栓をしたりして「まち歩き実証実験」をされることも有効ではないでしょうか。ぜひ、研究して検討をお願いいたします。

突然ですが、先般、みほふれ愛プラザで難病患者によるオンライン勉強会の様子がニュースとなった取り組みをお伝えいたします。

資料をごらんください。

これは難病患者の方々と、防災ガイドブックを2年間かけてつくり上げ、自分たちが災害に遭ったとき、どうしたらよいか、また、日ごろからどのようなものを用意しておくべきか。また、さらには、見た目は健常者と変わらない方は病気と認識されないことで大変な思いをされているので、病気であることを近隣の方に伝えて、いざというときにどんな手助けが必要か、お願いしておくことも大切である等々、ガイドブックを通し、切実な意見交換がなされておりました。

自分でできることは自分で。できないことを支援していただく。これは健常者でも同じです。お互いの不便を理解し支え合うことが自然にできたら、美浦村に住み続けられます。このガイドブック作成にかかわった方は、その中に美浦村の方がおります。このようにコンパクトですので、持ち歩きもできるようなガイドブックです。とてもわかりやすく、カラーでしっかりまとめてあります。ぜひ、当事者の方に行き渡ることを願います。

常々申しておりますが、知恵は現場にあります。

村長は「協働のまちづくり」を掲げております。

住民の方々の力をかりて、美浦村の「心のバリアフリー化」を進めるために、美浦村のマスタープランが策定されますことを強くお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中ではございますが、暫時休憩といたします。

11時10分に再開をいたします。

ご協力よろしくお願いいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 2番議員、山崎でございます。

通告に従い、質問いたします。

まず初めに、お悔やみデスクについてお伺いいたします。

家族が亡くなった後の手続は、残された遺族の方にとっては、どのような内容のものを、どの手続で行えばよいか戸惑うことも多いのではないのでしょうか。

2016年5月に、大分県別府市では、職員の提案から「おくやみコーナー」を開設し、遺族の悲しみに寄り添い、手続を一括して進めるサービスを実施しています。住民サービスの向上を目指し始めた取り組みが、職員にとっても各窓口での対応時間の短縮にもつながっているということです。

そこで質問ですが、本村に提出される死亡届の年間件数は、ここ数年間でどのくらいでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

年間の死亡届の件数のご質問いただきました。

直近3年間の死亡届の数は、平成29年度が184件、平成30年度214件、令和元年度が199件となっております。

以上、山崎議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

やはり今、高齢化率が上がって、かなり大勢の方が亡くなられております。

それでは、その次に、死亡に伴う手続の申請書は何種類あるのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

死亡に伴う手続の申請書は、何種類あるかのご質問です。

申請書の種類はとのご質問ですが、亡くなった方により手続も違います。

村に関係するものとしては主に年金、健康保険、介護保険、村税、農地、上下水道に関するものがあります。ただし、村税においても村民税、固定資産税、軽自動車税があり、それぞれの口座振替などもあり、それらを合わせると最大では数十の事務が関連しています。

以上、山崎議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

最大で数十の事務とのこと。これらの書類を全て使わない方もいらっしゃるでしょうが、全部必要な方もいらっしゃると思います。各課を回って、その都度、その都度、全てに住所・氏名等を書かなくてははいけません。

これらの申請書の手続は、何カ所の窓口を回るのでしょうか。

また、死亡に伴う申請手続の流れはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

何カ所の窓口を回り、手続の流れというご質問ですが、これも亡くなった方により違いますので、一概には申し上げられません。役場内では、住民登録のある方の死亡届が提出されると、住民課から福祉介護課、税務課、収納課、国保年金課、上下水道課に通知が行きます。これで、特に申請書を提出しなくても、同居の方等に各種通知の宛名は変更になります。一般的な場合は、死亡届を提出し埋火葬が終わってから各種手続を始められると思いますけれども、死亡届を提出した方に、手続のパンフレットを配布しています。その中には、死亡届提出の際の留意点、農地の相続、葬祭費の支給、介護保険料の還付、相続登記等の案内をしています。葬祭費の支給については、国民健康保険加入者や後期高齢者医療制度に加入していた方の、喪主の方が対象になりますが、関係部署で連携し、申請がないときには案内するようにしています。また、死亡に伴う手続を関係者がされた場合には、その都度相談を受け、ほかに手続がある部署を案内しています。

以上、山崎議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

申請書も最大で数十あり、窓口もかなりの窓口を回らなくてはいけなく、また、窓口で待たされたり、1日で回り切れない場合もあり、何度も役所に足を運んだり、住民からは本当に大変だったという声を聞きます。

取手市では、市長のもとに市民から窓口改善に関する要望の手紙が寄せられ、「おくやみデスク」の導入を決め、今年度の7月より設置したとのことで、死亡届が市に出された際、各課で情報共有し、国民健康保険や税金、年金といった関係手続のうち、何が必要かを調べ、案内を取りまとめて1週間をめどに遺族に郵送し、遺族側は予約の上で「おくやみデスク」まで赴く、という仕組みで、窓口では担当職員が立ちかわりで対応するとのこと。遺族の方があちこちの窓口を回らずに、遺族の方はそこに1カ所にいれば、職員のほうが入れかわりで対応をしてくれるってということだそうです。

市の説明によると、これまで遺族は、複数の担当課を訪れる必要があり、混雑状況や時期によっては何度も市役所に足を運んだり、数時間待ったりすることもあったとのこと。

「おくやみデスク」を利用することにより、必要な手続を1カ所で一度に進められる。申請者の負担を減らし、職員にとっても対応時間の短縮にもつながり大変好評を得ているようです。

県内では、ほかに小美玉市でことし4月から「おくやみデスク」を開設しています。さらに、ことし10月からは日立市でも「おくやみコーナー」を開設するとのこと。

自治体によっては、事前に必要書類に住所や名前など可能な範囲で印字して用意しておいてあげるとのこと。そのことにより、遺族が何度も何度も同じことを書かなくて済むことになります。

そこで、村長にお尋ねいたします。

本村でも、ぜひとも「お悔やみデスク」の開設を考えたらどうかと思うのですが、村長の見解をお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは、山崎議員のお悔やみデスクを美浦でもそういうコーナーをつくったらどうでしょうか、という、つくってほしいという要望でしょうけれども。今、小美玉市、取手市、日立市が開設するような記事を見ましたけども、大体亡くなられる方、美浦は1万5,000人ぐらいなんで、約1.3%。これは美浦だけじゃなくて、どの自治体も同じぐらいの推移なのかなというふうに思います。取手だと11万人、日立だと十七、八万人、そういう中で1.3%っていうと、1日にかなりの方が、そういう手続をしに来るんだろうと思います。確かに数が違えば、迅速に運ぶのには、それは必要であろうかなというふうに思います。当然、答弁をしていただきましたけども、実質、亡くなられた方の相続をする方が決まらないうと、なかなか難しい部分があるんで、そのために、死亡届を出されたときにそういうパンフレット——こういうふうにやるんですよっていうのは、お渡しをしている、ということなので、できれば、それを読んで予約をしてきていただければ、その方の手続が、これとこれとこれが庁内の中で必要ですね、っていうのがわかるかと思います。先ほどもね、住民課に死亡届を出したときに、そのあと健康保険からいろんな部分で手続の、または、相続される方にその通知が行くということを答弁されましたので。大体、議員が聞いて大変だった。相続がたくさんある方は、確かに大変です。その前に、前もって相続の部分の、「いつ、何日ぐらいに用意しておきますから来てください」という電話のやりとりをできるようにしておけば、そんなには期間をかけないでできるのではないのかな、というふうに思います。

実は、ここでお話しするのもあれなんですけども、きのう、たまたま村の要職をやっていた方が亡くなられて、その方が亡くなる前に、ちょっとお世話になったんでということで、電話をもらいました。その方はもう81歳かな——なんですけれども、子供たちに「俺の亡くなった後はこうしなさい」ということで——突然に亡くなられる方はしょうがないんですけども、きちんと終活をして子供たちの分配も決めて、そうすると、誰が子供たちの中で相続をしてもらえるか、ということがわかっていれば、そんなに難しい部分ではないのかな、というふうに思います。

ぜひ小美玉、取手、日立のように、たくさん課を回るのが大変なんで——美浦は庁舎自体も大きくないし、その人によって手続の量がちょっと違うかと思います。ですから、そ

の辺も含めて早目に連絡をいただければ、その人が来て、時間をあんまりかけないで、日にちをかけないで手続きができるようにしてはいきたいと思いますので、まずは、遺族の方が村のほうに相談をしていただけると、その方の部分を調べておくことは可能だというふうに思います。

1カ所で済むというか、分庁舎がないんで美浦の場合は、1階のフロアでほぼ済むと思います。でも、そんなに待たせないでやるということはできると思いますので。ただ、遺族の持っている相続する件数がいろいろと多い場合には、これは個人差がありますんで、簡単にできますよとは言えない部分もあろうかと思います。ぜひ、その辺を前もって村のほうに相続者が相談をしていただければ、そのものは全部用意をさせておくことはできるかと思います。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ありがとうございます。

先ほど部長の答弁では、「死亡届が出されたときにはパンフレットを渡します」とおっしゃっていましたよね。そうすると、あなたの場合は、これと、これと、これが必要ですよっていうことを言っていないですよ。ただパンフレットを渡すだけ。

だから今、村長の答弁では、今度それを、亡くなって死亡届を出して、それで早目に相談にきたら「あなたは、これと、これと、これが必要です」っていうことを言ってあげるっていうことなんですよね。で、美浦の場合はそんなに大きい庁舎ではないんで、村長おっしゃられたように各課を回っても、さほどそんなに待つっていうことはないかもしれないんですけど。そしたらやっぱり今言ったように、死亡届が出されたときにはやはり、役場のほうで、この方にはこれだけの書類が必要っていうことをお知らせしてあげるのがいんじゃないかと思うんですよ。それで、1カ所のお悔やみデスク、その1カ所で職員が入れかわりやるっていうことはやらないにしても、そしたらその、事前に死亡届が出されたら、あなたはこれと、これと、これらの書類が必要です、ということで、その書類を用意してあげて、それで、やはり、住所とか氏名とか重複して何度も何度も書かなきゃいけないところは、ちょっとパソコンでやってあげて、やってあげれば、その書く部分が少なくなると思うんですけど、そういったことは、そこまでのことはできますでしょうか。亡くなって死亡届が出されたときに、それぞれに必要な書類を連絡してあげるということとは。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

お悔やみデスクをつくらないまでも、各課で情報を共有して、その人の亡くなった方の事務手続はどういうものがあるか、手続について各課情報を共有して、お客さんが来たときに対応できるか、ということだと思いますので、先ほど答弁で申しましたとおり、各課である程度、亡くなった方の情報は共有しております。あと、例えばじゃそれを全課、全ての課に情報を共有するかというと、なかなかやはり今情報の管理もありますので、極力、事務手続上必要なところで情報を共有しているんですけども、その亡くなった方がどう

いった事務が必要であるか、例えば様式でチェックするとか、そういうものはちょっと考えられると思いますので、来てすぐ全部の課について手続きができるかどうかは、先ほど村長が申しましたとおり相続のほうもありますので、例えば固定資産——まだ決まっていなけれども、どうしようかというのもあると思いますので、そういったことについては、それぞれの相談になるかと思うんですけども、情報を共有できるものについては、ちょっと検討させていただいて、亡くなった方の家族が来たときに、どのような情報を伝えて、集約して、事務ができるものについては、例えば、様式をつくってチェックするとか、そういうことは考えられると思いますので、そういうことでちょっと検討させていただければと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） なるべく、やはり、パンフレットを見ただけではやっぱり理解できない方も多いと思うんですよね、特に高齢の方なんかは。やはり、それをわかりやすいようにチェックをして、自分の場合は、該当するのはこれとこれっていうのがわかるような形でやってあげる。

村長さっきおっしゃったのは、亡くなった——死亡届を出したら、そのあと遺族の方が役場に来てくれば、その相談に乗ってあげる。というようなことをおっしゃられたと思うんですけど、その前に、だから、亡くなったときにパンフレットを渡すときに、チェック式で自分がどれとどれが必要なのかっていうのがわかりやすくつくる、っていうことなんでしょうか。

そういう——それが、どっちなんでしょう。遺族の方が死亡届を出して、そのあと1回役場に相談に来るのか。それとも、死亡届出したときに、パンフレットを、チェックリストをつけてすぐわかるような形にするっていうことなのか、どっちなんでしょうか。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

一般的な死亡届ですけども、大概はご家族の方よりも、例えば葬儀の関係会社の方ですとか、あとは、最近は少ないのですが、組合の方ですとか、その亡くなった家族が来るのはまれでございます。

当然、葬儀をやるのに、埋火葬するのにすぐに必要なもので、そのときは死亡届を出して埋火葬許可をとっていくということになりますので、そのときにはまだ、手続上こういう手続がありますよという確認は、これはできないので、そういう手続が終わって——埋火葬が終わってからになるのが実際だと思います。

実際には、例えば金融機関等であれば、当然、戸籍が必要になりますので、そういったものができてからお越しになるかと思うと思いますので。村長が言ったように、例えば、事前に準備しておいて来てもらうか、あるいは通知を出すか、ということだと思うんですけども。どちらかというとその手続が必要な方が来たときに、お知らせできればと考えております。

その手続きができますので来てください、というよりは、遺族の方が必要になって、何日まで欲しいとか、そういうことが多いと思いますので、どちらかという相談を受けてから、いろいろ村では考えていきたいなと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） 今、部長のほうからもうありましたけれども、普通の手続の部分はいいんですけども、資産的な部分が絡むものは、それは別個になりますので、そこは、遺産相続がどのようになされたかっていう部分で、相続をした方がくれば、いつきますよという、これとこれについてはっていう部分で言ってもらえれば、そこはできると思います。

どの家庭もすんなりいくとは限りませんので、そのこの辺の事情は何ともこちらで一元的には説明ができない部分があります。だから、住宅だけじゃなくて、土地があちこちにたくさんある人は、それも誰がどのように受け継ぐかっていうのもきちんと決められたものでないと「1日で何とか、何時間かで終わらせてくれよ」って言われても、そこはちょっと難しい部分があるんで。個々の事情は、相続を受ける方によって、どれだけのものがあるかは全部一緒ではないので。そこは、「お悔やみコーナーをつくってスムーズに、何日も1日も2日も——何時間でできないのか」って言われても、そこは確かめをしていかないと、「簡単に」だけにはいかないのではないのかな。

通常、何もない場合には、それは先ほど言ったように、国保とか、健康保険とか、介護保険とかっていうやつは、そこはすんなり行きますけども、資産については、なかなか、できますっていう部分にはいかないんで、その事情をきちんと整理された後で連絡をもって、「いつ行きますよ」ということで、それがきちんとなされていけば、それはできる部分があると思います。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 遺産相続に関しては、やはり、親族同士の話し合いで、それは後からその話し合いが決まらないことには進まない。それはわかります。先ほどのお話にあった方のように、終活が全て済んで、相続の話も全てついている、というのであればすぐにできると思うんですけど、なかなかそこまでやっている方っていうのは少ないと思います。だから、その相続に関しては後からでいいんですよ。その話し合いが終わらなきゃできないっていうのは、私もわかります。それ以外の年金とか、健康保険、介護保険、村税、農地、上下水道、そういった部分に関して、その部分を、来たときにすぐに、すんなりとできるような形を。現に、小美玉市、取手市はそうやって事前に「あなたのところはこれだけの書類が必要ですから」っていうので、お知らせをしてあげているわけだから、できないことはないと思うんですよ。それを、相談に来てから、あなたはこれとこれが必要ですって言われたら、二度手間。その時はできないですよ、いろんな書類をそろえていないわけだから。それを事前に、相続の部分は抜いても、こういったものが必要だか

らってということで、こういう証明書なり、そういう必要な添付書類、そういったものを用意してきてくださいっていうような、そこまでは知らせてあげられると思うんですね。そこまでの部分を知らせてあげたいと思うんですけど、取手市とか小美玉市のを聞いて、ちょっとその部分は考えていただきたいと思います。

それは答弁は、そっちのほうを聞いてから、今すぐはあれですね。答弁できますか。それに関して。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

「お悔やみデスク」他市町村のように、最低限、相続は抜きにしても、事務的なところで情報を共有して、何度も来ないで済むように通知できないかということでのご質問というか、要望をいただきました。

通知をするかどうかにつきましては、ちょっと先ほど言ったように、情報の共有、あるいは、手続でほとんどが名前が変わってしまうところもありますので、どのような事務について、どのように通知するか、あといろいろ検討させていただいて、なるべく、来た方が1回で終わるように、そういうことにはしていきたいと思いますので、今の件につきましては、検討させていただいて、対応していきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ありがとうございます。

ぜひとも、私の心の中では、「お悔やみデスクを開設」していただきたいという気持ちはありますけれど、庁舎のいろんな都合もあるでしょう。でも、先進的にやっている自治体の話を聞いて、ちょっとそれを取り入れられる部分だけでも取り入れて、遺族の悲しみを思いやって、そして、優しい美浦村となつてほしいということを切望し、一つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、美浦村地区計画についてお伺いします。

令和元年第2回定例会において、同僚議員より、地域交流地区B地区の進捗状況の質問をした際、「2社の出店申し込みがあり、地権者間で、どちらに決定するか検討を進めている」とのご答弁でしたが、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの山崎議員の質問にお答えいたします。

地域交流地区B地区につきましては、令和元年8月までは2社による出店の希望があり、地権者と協議を行っていましたが、1社に絞ることがなかなか難しかったようでございます。このことから、担当課の職員をパイプ役として配置をしまして、地権者の意見を集約しまして、地権者会には最終的に牛久市に本社を置く不動産会社「株式会社サンヨーホーム」の提案を伺うことになりました。

時系列的に申し上げますと、令和元年9月26日に、サンヨーホームと地権者間で地権者

説明会を開催しております。

その後、令和元年10月8日に、サンヨーホームと地権者間で「事業用地賃貸借の合意書」の締結とあわせまして、契約関係の説明会を開催しております。

そして、年が明けまして令和2年1月29日に、サンヨーホームと地権者間で「事業用地賃貸借契約」を締結しているという状況でございます。

当時の説明といたしましては、令和2年度内または令和3年度当初に2店舗から4店舗のオープンを計画しておりましたが、新型コロナウイルス等、諸般の事情により、いまだ店舗が埋まらない状況にあります。

毎月、担当職員はサンヨーホームと連絡を取り合い、状況について地権者代表に話をつないでいる状況でございます。

また、サンヨーホームにおいては早期かつ定着できる店舗、地域に根づく店舗を計画していると伺っているところでございます。

担当課、地権者及び代表におきましては、B地区の出店は地域の波及効果が見込める場所と認識をしていることから、引き続き職員に対しまして、支援をするように指示をしているところでございます。

なお、出店業種及び出店希望企業につきましては、出店交渉をしている段階ですので、決まり次第報告をさせていただきます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） 詳しくご答弁いただき、ありがとうございました。

ただいまのご答弁で、「株式会社サンヨーホーム」という会社で決定したとのことですが、株式会社サンヨーホームとはどのような会社で、どのような事業形態なのかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの山崎議員の質問にお答えいたします。

株式会社サンヨーホームは、本社が茨城県牛久市にございます。支店はつくば市にもございます。その他、東京営業所、関西営業所、それから、エイブル加盟店を県内に10店舗ほど有しております。

具体的な事業形態は、販売事業、賃貸仲介事業、賃貸管理事業、不動産コンサルタント事業、建設事業、設計事業と、主に不動産業と建築業を営んでいる会社でございます。資本金は8,000万円ということで、ホームページに掲載をされているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

ちょっと確認なんですけど。そうしますと、不動産業関係ってということで、出店希望者を募って、株式会社サンヨーホームがその希望者があった人たちと地権者を取りつない

であげるっていう、そういった会社っていうことなんですか。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 濱田勘木君。

○経済建設部長（濱田勘木君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

株式会社サンヨーホームさんは、あくまでも地権者会との間を取り持つといいますか、サンヨーホームさんのほうで出店を希望する企業、出店業種等をサンヨーホームさんのほうで選定をします、といいますか、そういう状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○2番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

役場周辺地区A地区には、美浦村地域交流館やカスミができました。さらに、B地区にも店舗ができることが、美浦村の発展に大きくかかわってくると思います。B地区にも早く店舗ができ、美浦村が活性化することを切望し、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了します。

ここで、会議の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時より再開をいたします。

よろしく願いをいたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、背広についてはですね、上着については自由に議員のほうで調整をしてください。エアコンの関係でとめるときがあるので、寒いところもあるみたいなので、調整をそれぞれ行ってください。

それでは、早速始めます。

次に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 9番 飯田です。

通告書に従い、質問をいたします。

まず初めに、IT教育について。

今年度中にPCを村内小中学校の全児童生徒に配布予定ですが、配布時期など、スケジュールをお伺いします。

よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 飯田議員のご質問にお答えをいたします。

村内小中学校児童生徒への、1人1台端末の整備スケジュールについてお尋ねをいただ

きました。

児童生徒1人1台の端末の整備につきましては、6月の定例会におきまして、山崎議員からご質問をいただき、GIGAスクール構想により、令和5年度に達成を目指していたものを前倒しいたしまして、全児童・生徒分について、国において予算措置されましたことを受け、本村におきましても、令和2年度中に、全ての学年分について、児童生徒1人1台の端末整備を行う計画をしておりますと、教育長より答弁をさせていただきました。

議員ご質問の、配布時期などのスケジュールに関してでございますが、まず、本村の予算につきましては、GIGAスクール構想による児童生徒向け1人1台端末等の整備関連の補正予算を、本定例会に提出をさせていただいております。

補正予算を議決いただきましたら、事業者と契約を締結することとなりますが、この契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決に付さなければならない財産の取得、とされております。

つきましては、補正予算の議決後、事業者と仮契約を締結いたしまして、その後に改めまして議員の皆様にご審議をお願い申し上げ、議決をいただきました後に、端末等の調達を開始いたしまして、12月ごろには調達を終了し、その後それぞれの端末の設定を行い、来年2月末から3月には村内各小中学校へ配備できるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございました。

今の予定でいくと、来年、令和3年2月、3月、新年度からのころには間に合うのかなと思っております。そのときにですね、いろいろご努力いただいてルーター設備費、本当にありがとうございます。何カ月も前から何とかしてほしい、ということをお願いしたんですけれども、全国的に何か予算が通ったみたいで、よかったなと思っております。これでWi-Fi環境が整い、オンライン学習が可能になります。また、議決後に契約購入するPC・ルーターなどの詳細、もしわかりましたら後日、また教えていただきたいと思いますと思っております。

次の質問です。

全児童生徒にオンライン学習環境が整備されることによるICTの授業、その他活用について伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えいたします。

全児童生徒にオンライン学習環境が整備されることによる、ICTの活用についてお尋ねをいただきました。

本村における、全児童生徒へのオンライン学習環境の整備につきましては、GIGAスクール構想実現のため、インターネット通信環境がない児童生徒に対し、通信機器を貸与

することや、児童生徒が自由に使える端末のない家庭には、これまで学校で使用してありました端末を、インターネットが見られるだけの状態にして貸与することにより、おおむねの児童生徒がオンライン学習を受けることができる環境を整えることとしております。

議員ご質問の、オンライン学習環境整備後のＩＣＴの活用についてでございますが、教育委員会といたしましては、オンライン学習は、基本的に、新型コロナウイルス感染症の第２波、第３波などに伴い、学校が臨時休業となった場合の緊急的な学びの保障と位置づけております。再び村内小中学校が臨時休業となった場合には、茨城県教育委員会が行っております「いばらきオンラインスタディ」の活用や、その他のさまざまな質の高い授業動画の情報を提供することなどにより、オンライン学習にＩＣＴを活用してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○９番（飯田洋司君） 本当に、何年も前からデジタル化ということでＩＣＴ教育、本村すごく進んでおります。今回初めてのオンライン授業ということで、第２波、第３波コロナが来たときも、学校休校になったときも、オンライン授業を利用して授業の充実を図っていただければなと思っております。

また、他市町村では夏休み中にＷｉ－Ｆｉ環境という形で工事が完了できず、コロナの影響で夏休みも半分くらいになっておりますので、工事にも間に合わないようです。本村はＩＣＴ環境が早くから整い、大きなＷｉ－Ｆｉ環境工事はありませんが、現場の担当教諭の負担が増すのには変わりはありません。ぜひ、今後ともご協力をお願いしたいと思えます。

最後にですね、予算の縛り結構あって、なかなか機種を選考、苦労すると思うんですけども、やはり一度導入すると５年、１０年、使わざるをえませんので、慎重な機種選びをお願いしたいと思いますので、なにとぞいい機種を選定していただきたいと思えます。

続いてですね、次の質問に移ります。ちょっとお待ちください……次の質問は、マイナンバーカードについてお伺いします。

現在までの村内登録者と、有効な登録者増加の対応をお伺いしますので、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードについてご質問をいただきました。

村の住民基本台帳登録者では、８月３０日現在で２,８３８人に交付されています。令和２年１月１日現在の住民基本台帳人口をもとにした割合では、村の交付率は１８.７％で、茨城県全体の交付率は１８.９％、国が１９.３％となっています。ただし、交付後に死亡や紛失等により廃止されたものがありますので、９月１日現在の有効枚数は２,５６５枚となっており、住民基本台帳人口１万５,０８３人から実際の所持率は１７％程度です。年度別の交付枚数では、

制度が始まりました平成27年度、これは1月から3月ですけれども、531枚、平成28年度が812枚、平成29年度が227枚、平成30年度が179枚、令和元年度が490枚となっています。本年度は、臨時定額給付金での申請の利用や、7月から受け付けが始まり9月から利用されているマイナポイントの付与などにより関心が高まったことにより、7月31日までに414枚を交付しています。

マイナンバーカードの取得の促進のための事業としては、令和元年11月から月1回日曜日に、マイナンバーカードの発行を希望する方を対象に、無料で写真撮影を行いカードの申請支援、休日交付を行っております。令和元年度は204人、令和2年度は4・5月は中止しましたが、8月までに259人の利用がありました。9月からは希望者が多いため、月2回の対応としております。

また、マイナポイントの申し込み手続きができるパソコンを役場に設置し、操作ができる方には職員がサポートする事業も実施しています。

以上、飯田議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） マイナポイント、本当にことし4月、5月休みましたが、そのあとの取得者、相当数ふえていると感じられます。現在も継続して、村のホームページ、広報での登録推進告知しておりますが、答弁のとおりなかなか登録者がふえません。全国平均で19%、本村17%、県が18.何%と思いましたけれども、ちょっと低いのかなと思っております。

今回の——今回やりましたクーポン事業ですけども、その発券管理などが本村独自にですね、ひもづけできないのか、できればかなりの経費削減になるし、合理化もできるかなと思っております。マイナンバー登録のさらなる拡大に向けての本村の対応をお伺いしたいと思いますので、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員の質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの所持者の拡大に向けての方策ということで、ご質問いただきました。

カードを所持する理由で1番重要なものは、利用する機会がふえ、手続きが簡単になることだと思います。国では、健康保険証としても使えるように、市町村や健康保険組合に要請しており、村でもシステムの改修を予定しています。ほかにも、マイナンバーカードが使えるシステムの検討を進めています。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） ぜひですね、登録所持するとすごく便利になり、時間短縮にもなり、余裕時間ができます、などの告知をしてですね、ぜひとも、所有者の増加につなげていただきたいなと思っております。また、システム構築、今現在やっておるということで

すが、よりよい使い勝手を目指してですね、やっていただきたいなと思っております。

次の質問ですけれども、マイナンバーにですね、今、国会でもやっていますけれども、口座ひもつきができた場合、本村におけるメリット、デメリットをお伺いしたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員の質問にお答えいたします。

マイナンバーと銀行等の口座の情報のひもづけについては、今後、国で本案を整備していくことと思われますので、内容については現時点では不明な点が多いですが、今回の特別定額給付金におけるオンライン申請においての村の支給事務を例にお答えいたします。

メリットとしては、マイナンバーを利用したオンライン申請が、本人の口座であることが確実であり、金融機関の情報確認をする必要がなければ、申請者も簡単に、村も事務的には迅速に間違いなく処理することができるようになると思われます。

デメリットとしては、全ての方が金融機関の口座を持っているとは限らず、また、利用していない方もいるので、事務的にはオンライン申請だけにすることはできないということです。

また、これは一般的に言われていることですが、利用者のデメリットとしては、個人で複数の口座を持っている方の管理、安全性、口座情報を知られることの不安などが挙げられます。

最初にも申し上げましたが、今後国で法案を整備すると思われますが、ひもづけられた口座情報をどのように利用してよいか、例えば納税や手当の支給にも利用できるかなど、内容を注視していきたいと考えます。

以上、飯田議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） なかなか進まないデジタル化でしたけれども、ここへ来て、やっと口座ひもづけっていう問題出てきて、ほかにもひもづけっていう問題出ていますけれども、とにかく、本村の事務処理の合理化に大変役立つということがわかりました。早く諸問題解決していただいて、国会のほうで通るようにしていただきたいなと思っております。

本年度中に小中学校に1人1台のパソコンが配布されるという形に、先ほど答弁いただきましたけれども、あと10年後は、卒業生も納税者になります。当然、結婚、子育てと流れていくと思います。今現在、本村の中学生のスマホの所持率は80%近いものかなと思っております。それを考えると、この子たちが10年後、25歳くらいで結婚する方がいると思うんですけれども、その方がマイナンバーを登録して所持したときに、結婚、子育て、ほかにもいろいろ使えると思うんですけれども、そういったものに使えるマイナンバーカードのひもづけなど、本村の対応を伺いたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーが、結婚や子育てなどに利用できるようにどのように対応していくかのご質問です。

既に、子育て関連として児童手当、保育、児童扶養手当の一部について、マイナンバーカードを利用したオンライン申請ができます。結婚に関しては、どのような利用ができるか今後研究していきますが、このような利用は拡大されていくと思われますので、住民の利便性の向上になるような施策を考えていきたいと思います。

以上、飯田議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。

ぜひ、利便性の向上をお願いしたいと思います。

最後に質問をしたいんですけども、マイナンバー有効登録者2,565名の性別、年齢別、現在本村でマイナンバー所持者の各サービス登録者数と性別、年齢などの詳細データなどありましたらお願いします。

またですね、今回、マイナポイントの件ですね、本庁のほうにマイナポイントの申請するPC置いておりましたけども、できる方は自分のPC、もしくはスマホで登録していると思いますけども、できない方の本村でのマイナポイントの指導を受けた数など、状況などわかりましたら、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの所有者の詳細と各種サービスの利用状況ということで、お答えいたします。

マイナンバーカードの発行は、地方公共団体情報システム機構が行っており、詳細なデータは村も全て管理しているものではないので、これまでの資料をもとに作成します。

資料のほうをお願いいたします。

年齢別のマイナンバーカード交付割合は、交付枚数をもとに算出しているのですが、先ほど申し上げました所持者数とは数字が異なりますが、傾向としてごらんください。交付枚数2,840枚のうち、60代が576枚で1番多く、次に、70代の538枚となっています。60から70代で全体の約4割となっています。

各種申請については、性別、年齢のデータの集計はしていないので総数でお答えいたします。

5月から行った特別定額給付金の支給では、157人の方にオンライン申請での給付を行いました。

令和元年6月から実施しているマイナンバーカードを利用したコンビニ交付では、ことし3月までに住民票45件、印鑑登録証明書46件の実績がありました。

役場でのマイナポイントのサポートでは、機器を使える方は、先ほど飯田議員がおっしゃったように自分で操作して登録しますので全体の数は不明ですけれども、操作の支援を

要望をされた方は7月と8月で52人でした。

以上、飯田議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 飯田洋司君。

○9番（飯田洋司君） 詳細ありがとうございます。

20代、30代の登録をふやす方法とですね、全体的にふやす方法、これからの課題だと思います。

時の流れるのは早いというのかね、この通告書を作成しているときにですね、まさか総理がかわってデジタル庁ができるとは、私もゆめゆめ思っておりませんでした。当然、デジタル庁ということはですね、今、日銀が考えておるデジタル円、当然、行政関係のほうに先に使うと思うんですけども、いろんな形でですね、今まで以上にですね、進んでいくと思われます。

先ほど言ったようにですね、ひもづけも口座だけではなくて保険証、免許証、その他いろんなもの、そして、各県のほうでもそれに合わせた行政とのやりとりの問題もマイナンバーカード、そして行政、本村のほうの処理もマイナンバーカードをもとにしたサービスがどんどんできてくるのかなと思われます。今まで以上のスピードで多分、進むと思われますよね。

それと、先ほど同僚議員の、お葬式の件ですか、一体の窓口をつくるっていうのもありますけども、その他いろいろなサービスが、マイナンバーカードで本村独自にシステムつくれば、そういった形のサービスがね、もっと広くなり、なおかつですね、マイナンバー所持者がもっとふえると思うんですよ。多分、今、国のほうでもマイナポイントで倍くらいふえておりますので、全国的に登録者が。次期、やはり何かの形でですね、所有者に対してはサービス、マイナポイントかマイナポイント2かわかりませんが、そういった形で利便性を上げて、マイナンバーカードがですね、もっと普及するような形でデジタル庁も多分やっていくのかなと思っております。

本村のほうもですね、今以上に利便性を上げて使えるカード。ぜひ、検討していただき、研究していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

質問、以上です。

○議長（下村 宏君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○4番（松村広志君） 4番議員の松村です。

初めに、このたび新型コロナウイルス感染により被害に遭われた方々に、心よりお見舞いを申し上げます。また、感染対策に日々奮闘してくださる医療関係者を初め、かかわる多くの方々に深く感謝を申し上げます。

コロナ禍の今、世界中がさまざまな問題に直面しております。

ここで、SDGsの理念に通じる箴言をご紹介します。

「国家中心」から「人間中心」へ、そして、「世界は一つ」と考えていくべきときが来ているはずだ。そのために必要なのは、人間の多様性を尊重し、調和と融合を図り、人類を結び合う生命の哲学だ。一人一人がエゴイズムの殻を破り、蔑視や偏見を克服して、人間性の尊き輝きを放つことだ。

では、一つ目の質問、フューチャー・デザイン（FD）と持続可能な開発目標（SDGs）について質問させていただきます。

昨年、岩手県のある町の取り組みが話題となりました。住民が40年後の「未来人」になり切って、まちづくりを変えていく。それは、将来世代の利害を考えながら持続可能な社会づくりを目指す。ここで出た意見を町の総合計画に反映させる、全国でも初の試みでありました。

私たちは、自分の子供たちのためになることなら、自分が我慢してでもやってあげたいと思うことがある。こうした気持ちが、親と子の間だけでなく、現世代と将来世代との間にも成り立つとき、すなわち、現世代が将来世代のためなら喜んで我慢をしたいという気持ちを持つとき、現世代は「将来可能性F u t u r a b i l i t y」を持つと定義。

その、高知工科大学の西條教授によれば、持続可能な社会を構築するためには、将来世代の視点・利益を反映した意思決定が欠かせない。しかし、私たちの社会の仕組みのもとでは、このような将来世代の視点を明確に反映した意思決定や政策判断はなかなかできない。

私たちの社会には二つの大きな柱がある。その一つが市場。市場は、私たちの目の前の欲望を実現してくれる非常に優秀な仕組みではあるが、将来世代を考慮に入れて資源の配分をする仕組みではない。一方、市場を補うはずのもう一つの柱である民主制も現世代の利益を実現する仕組みであり、将来世代を取り込む仕組みではない。というのは、将来世代は存在しないため、彼らの声が届かないのである。さらには、人は目の前のことに心を奪われ、将来のことを楽観的に判断しがちなため、将来世代を十分に配慮しての判断ができない。このように、将来世代のさまざまな資源を「惜しみなく奪っている」のが現世代である。

この大きな課題に対処するため、存在しない将来世代に代わって「仮想将来世代」を現世代に導入し、新たな社会を創造する枠組みが「フューチャー・デザイン」である。

カナダの未来学者マシュー・リンスは言いました。

「未来を見ることで、私たちは現在の状況と可能性を、よりうまく感じ取れるようになるのです。」

また、「未来を予測する最良の方法は、未来を創り出すことだ。」教育者であり、未来学者とも呼ばれたピーター・ドラッカーの言葉です。

FDとは、将来世代の視点から地域の課題や問題を見つめ、さらに持続可能性をデザインする取り組みである。まちづくり・インフラの維持・公的債務・環境整備など。本村の総合計画・SWOT分析にもリンクさせながら、より未来志向へ将来世代の視点からの政

策検討も提案したい。本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員の質問にお答えいたします。

フューチャー・デザインは、高知工科大学の西條辰義教授が2012年に初めて提唱したアイデアです。北米先住民のイロコイが重要な政策決定をする際には「七世代先の子孫になったつもりで」意思決定する制度を持っていたという話をヒントに、西條氏が考案したものです。現在、高知工科大学、大阪大学、信州大学などで、多くの研究者が学際的な研究を進めています。平成28年に岩手県の矢巾町では、二つの大学とフューチャー・デザインに関する研究交流協定を締結し、平成31年にフューチャー・デザインの手法を用いて、住民が参加したワークショップを開催し、町の総合計画策定の参考としています。この取り組みは、フューチャー・デザインという手法を本格的に採用した全国初の自治体ではないかということです。

SWOT（スウォット）分析とは、さまざまな要素をStrengths（強み）・Weaknesses（弱み）・Opportunities（機会）・Threats（脅威）、この四つの英語の頭文字をとってSWOT（スウォット）といいますけれども、四つに分類して、組織や自己の置かれた環境を分析、問題解決策を考える手法です。美浦村第7次総合計画では、序論の中で、若手職員で構成されたワーキングチームで重点戦略を検討する手法としてSWOT分析導入し、強みを生かせる事業や弱みを克服する事業、美浦を取り巻く環境から新しい事業などを検討しました。

フューチャー・デザインに関しては、今後の政策の立案の中で、どのように取り入れられるかなど研究していきたいと考えます。

以上、松村議員の答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

よろしくお願いいたします。

続いて、田園回帰について質問いたします。

近年、田園回帰が高まりを見せているようであります。これまでの統計では、東京圏（1都3県）への人口流入は依然として歯どめがかかっていないものの、少子高齢化と人口減少に直面する過疎の自治体で人口が増加に転じるなどの事例が相次いでおり、3大都市圏（11都府県）からの転入者が転出者を上回る「転入超過」となった市町村も全国的に広がっているようです。さらに、コロナ禍の影響により、東京の一極集中にも変化の兆しが見られている。この5月、7月の東京都の人口移動がそれぞれ1,069人、2,522人の転出超過となり、ことに7月は、現方式での統計をとり始めた2013年以降、最大の数字であります。逆に転入超過となっているのは茨城や千葉、群馬の東京近県。

既に、ことし6月に公表された2019年度の「食料・農業・農村白書」は、新しいビジネスモデルやイノベーションが生まれる課題先進地域として、農村に注目する若者がふえて

おり、都市部から農山村漁村へ移行しようとする流れが広がっていると紹介。従来、地方への移住者は50から60代の比較的シニア層が中心で、定年退職のセカンドライフを楽しむことを主な目的としていたようであるが、先のリーマンショックや東日本大震災を経て、若者を中心に価値感が多様化、従来の移住者とは違う動きが見られる。そこに今回のコロナ禍でのテレワークなどの普及が、さらに都市部住民の地方回帰（Iターン・Uターン）現象に拍車をかけているようであります。そして、専門家いわく「コロナ危機で田園回帰は加速するだろう」。理由として、現在の文明のあり方そのものが問われており、戦後の高度経済成長期から続いている「大規模・集中・グローバル」志向がこのまま進むと危うい、といった意識の変化が芽生えている、と指摘。さらに、田園回帰の意義として、地方が持つ再生可能な資源やエネルギーを生かし、持続可能な循環型社会への転換を図るための流れをつくることと、循環型社会の機構とも表裏一体の関係である、人間らしい暮らしを取り戻していくため、としている。時代の趨勢か、人々の心に新たな生活様式がデザインされ始めている証左とも考えられます。本村の地域性や固有の強みを生かし、好機となせるか意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 平野芳弘君。

○総務部長（平野芳弘君） 松村議員の質問にお答えいたします。

今般のコロナウイルス対策としてのテレワークの普及は、目を見張るものがあります。そのことにより、生活の基盤を都心部においておく必要性が下がり、自然環境に恵まれた地域や、趣味のレジャーを身近で楽しめるエリアに居を移す方がふえてきているとのこと。

各種報道によりますと、人気があるのは千葉県の南房総地区、神奈川県沿海沿いの茅ヶ崎市や藤沢市、茨城県内でも、元の大洋村が注目されています。元の大洋村には、バブル期に別荘として建てられた6,000棟ともいわれる物件があります。半数ほどが放置されている状況でしたが、コロナを機に移住者が大幅に増加しているそうです。

移住先として選ばれやすいのは、住環境ばかりではなく、移住者を受け入れるコミュニティがある、開放的な地域が選ばれており、街の魅力で住まいを選ぶ時代が来ているといわれています。

本村では、コロナ禍以前から人口が減少しています。ここ数年の人口減少の大きな原因の一つとして、美浦トレーニング・センターにおける大規模な「減築」があると考えられますが、居住棟の工事も終了し、今後の人口動態を注視していきたいと考えます。

議員のお考えのように、「田園回帰」の動きがしばらく続くと考えられており、水と緑に囲まれた自然を生かし、この大きな動きを捉えられるよう、これまでの定住促進策を進めながら、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様にかかわる人を指す言葉で「関係人口」と言われる方々をふやしていけるような施策を考えてまいりたいと思います。

以上、松村議員への答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。

続いて村長、お話しいただければよろしいでしょうか。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

○村長（中島 栄君） それでは松村議員のですね、田園回帰ということで、いろいろ議員の熱弁を振っていただいて、可能性的なものは部長も感じているのかな、というふうに思います。

このコロナ禍のところで、やはり、テレワークということで、都内にいなくても仕事ができるということは、地方にとっては願ってもない部分なのかなと。その辺を考えるとですね、「地方には就業する場がない」じゃなくて、やはり、テレワークでも仕事ができるということは、やはり、地方でも強みの一つになるんじゃないのかな。

あとは、いかに余暇をどう楽しむか、自分で構築して楽しみを見つけてですね——ちょっと、茨城新聞に載っていたんですけども、大洗のガールズ&パンツァー（ガルパン）という、これに魅力を感じて、大洗に何回か足を運ぶようにしたらば、大洗で仕事をしよう。土地を買って家を建てて、お客を迎え入れるような仕事をした記事が載っていました。やはりその辺は、大洗というのは、茨城県44ありますけども、年間560万人くらい、いろいろと全国から人が訪れる。それはね、水族館があったり、結構、大洗の魅力的なものが発信されているだろうというふうに思います。特に、自治体との協力関係は多分20以上、北は北海道から、中国地方は島根県まで、多分、いろんな方とお会いしましたけれども、やはりそのくらい自治体間の協力関係を結んでいるっていうのは、茨城県でもそんなにはないのかな、というふうに思います。

美浦も一つは、売りは何でいこうか。というのは、面積は66.61ありますけども、34.03の部分。陸地は半分くらいなんですけど、霞ヶ浦をどう使うか、発信するか。そして、サイクリングロードが日本一、180キロ。これは、つくばから水郷エリアまで入れると、そういう発信ももうできているので、それを、地域でどう取り組むか、も一つの課題になるんじゃないのかなっていうふうに思います。

また、できれば、ここに日本中央競馬会のトレーニング・センター、「東の美浦」と「西の栗東」というのがあります。これの馬が両方で二千頭ずつ、四千頭くらいいます。この馬の引退馬をどう活用するかというのも、今、課題になっているので、そういう話が今持ち上がっている部分があります。まだ正式には決まってないんですけども、そういう部分を、引退したらもう、競馬会のほうも、レースに出ないからさような部分じゃなくて、引退した馬も何年かまでは、いろんなところで活動して、活躍してもらいたい。というものをやはり、引退してもそこで終わりじゃない、その後何年間も、何年間は競馬会としても引退馬を重宝にいろんなところで活動に参加をされるような、あれを立ち上げてもらえばいいのかな。これは、これから交渉していかなければならないんで、その一番いいところに、美浦村は自然もあるし、そういうところは、活動の中に美浦はJRAさん

が、競馬会さんがオーケーを出してくれれば、そこに賛同をして、協力をしていただければいいのかなというふうに思います。

栗東市さんは、そういう引退馬を使うようなところじゃなくて、あそこは1号線と8号線が交わる——一桁の国道二つをあるようなところって、なかなかないんですね。で、いろんな企業がたくさん、美浦と比べ物にならないくらい一流の事業所が立地しているので、ご存じのように、財政力指数も美浦と比べたらかなりの開きがあります。

美浦としては受け入れを、そういう自然のものを活用していただけるような事業が立ち上がればいいのかなと。先ほども霞ヶ浦の話をしたんですが、実は、霞ヶ浦に魅力を持って、大山地先——この前、全員協議会の中で話がありましたけれども、あそこをうまく活用をすべき。ちょっと今、治安的に、議員のほうに、何とかしてくれよ、というような話がありましたけれども、そこをうまく活用して、そこで美浦村に地域協力隊として参加したい、っていう思いを持っている方も中にはいるので、そういう方も視野に、美浦村に来ていただいて、そこから発信、SNSとかで発信していただいて、東京に近くてこんなところがあるんだね、っていう一つの発信ができれば、人口減少というよりも、そこにおもしろい仲間が集うということになれば、少しは変わってくるのではないのかなと。田園回帰をね、若い人がみんな東京のほうに出て行ってしまうかもしれないけれども、そのかわりに、テレワークを通じていろんな仕事をしながら、余暇を美浦村の中で楽しむ。そういうことをできればいいかなと思うので。

松村議員、いろんな情報をたくさん持っていらっしゃるので、その情報も村のほうに提供をしていただいて、いいものを村として発信していくように考えていきたいというふうに思っております。

大山病院跡地も、そんなに長くはおけないので、早目に方向性を見つけて、結果を出していきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 村長、ご答弁ありがとうございました。

JRAに強い議員さん、また、湖畔に——霞ヶ浦湖畔に強い議員さんもおられますので、非常にいろんな力でなされて、村も前に進んでいくのかなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、ESDの取り組みについて質問させていただきます。

既に、平成31年第1回定例会でも質問をいたしました。これからの未来世代に向け、より豊かで望ましい地域社会をデザインするため、改めて伺います。ESDとは、ご存じのとおりEducation for Sustainable Developmentの略で、「持続可能な開発のための教育」と訳されます。

日本ユネスコ国内委員会の定義をもとに概略を申し上げれば、世界における様々な問題、環境、貧困、人権、平和、そして開発など、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む（シンク・グローバリー、アクト・ローカリー（think g

l o b a l l y , a c t l o c a l l y)) ことにより、それらの課題の解決に繋がる、新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それらによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。つまり、E S Dは持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のことです。

改めて本村の意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 教育長 富永 保君。

○教育長（富永 保君） 松村議員のご質問にお答えいたします。

E S Dの取り組みについてお尋ねをいただきました。

E S Dの取り組みに関しましては、平成31年第1回議会定例会におきまして、松村議員からの「E S Dに対する本村の見解と今後の検討」という質問を受けまして、当時の糸賀教育長が、E S Dの視点は、本村が進める「社会力」を育てることと通じるものであると考えており、今後予定している日本E S D学会副会長の手島先生の講演をいただき、E S Dについての認識を深め、E S Dの理念を大切に、引き続き美浦村教育振興基本計画に基づき、「社会力」を育む教育に取り組んでまいります、と答弁をいたしております。

そして、令和元年5月10日に、美浦村の小中学校・幼稚園の全ての教職員が参加した、美浦村教育研究会において、手島先生によります「21世紀の社会と地域をつくる人間を育てる」—学習指導要領の改訂も踏まえて—と題する講演を受けまして、E S Dについての認識を深めたところでございます。

さて、E S Dとは「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」といわれています。目標としましては、一つ目に、全ての人が質の高い教育の恩恵を享受すること。

二つ目に、持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれること。

三つ目に、環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような価値観と行動の変革をもたらすこと、の三つが述べられています。

今年度、国において、小学校では、新しい学習指導要領が全面実施され、来年度、中学校が全面実施となります。新しい学習指導要領では、「子供たちが未来社会を切り開くための資質能力の一層確実な育成」と「子供たちに求められる資質能力とは何かを、社会と共有し、連携する、社会に開かれた教育課程の実現」が求められており、これらは、E S Dが目指しているものであります。

また、茨城県においては、県学校教育指導方針におきまして、創意工夫を生かした特色ある教育活動の推進の中に「E S Dの視点に立った特色ある教育課程の編成」が掲げられています。これらを受けまして、今年度、美浦村教育委員会では学校教育指導方針を新たに策定いたしました。その指導方針では「わが村に対する誇りを高め、生きる力を育む教育の推進」を掲げ、目指す子どもの姿として「夢や希望を持ち、仲間と協働しながら主体的に学びつづける子」、目指す集団の姿として「学び合う、高め合う集団」といたしました。

そして、学校教育の充実を図る六つの柱として、「豊かな学びを育む教育の推進」、「豊かな心を育む教育の推進」、「心身ともに健康な体を育む教育の推進」、「グローバル社会に対応できる教育の推進」、「家庭、地域、行政との連携による信頼される学校づくりの推進」、「安心・安全な学校づくりの推進」を設定し、それらの具現化を図るための具体的な取り組みを掲げました。

特に、教科として外国が新たに導入されたことから、国際理解教育を推進し、広い視野で国際社会に貢献できる人材の育成、いわゆる「グローバル社会に対応できる教育の推進」にも重点を置いております。また、学年、学級経営の充実が全ての教育活動の充実につながるという考えのもと、学び合う集団づくりにも力を注いでおります。特に、ゼロ歳から15歳までの社会力の基盤づくりのために、幼保小中連携の充実を図っているところでございます。

さらに、令和2年3月に策定いたしました第7次美浦村総合計画では、SDGsの理念を踏まえながら、各施策の推進に取り組んでいくこととし、SDGsの17の目標のうち四つ目の「質の高い教育をみんなに」を受けまして、「子どもの健やかな成長を育む村づくり」に掲げた施策により、目標の達成に向けた取り組みを進めているところでございます。

以上のように、本村の学校教育指導方針や総合計画の目指す子供の姿や、目指す集団の姿に迫る、一つ一つの教育活動の取り組みが、ESDの目標につながると考えております。

教育委員会といたしましては、今後も、村学校教育指導方針や総合計画のもと、教育活動の充実を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） ここで、会議の途中ではありますが、暫時休憩といたします。

2時15分に再開をいたします。

よろしくお願いします。

午後2時02分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの続きになります。

松村広志君。

○4番（松村広志君） 先ほどは教育長、ご答弁大変ありがとうございました。

NHK「クローズアップ現代」のキャスターを長年されていた国谷裕子さんは、今のコロナ禍の世界に対し、「こういう時こそ、心の絆を強く結び直し、つながり続けなければならないとし、さらに、誰ひとり取り残さないという『持続可能な開発目標（SDGs）』の理念が、まさに現実の中で発揮されなければならないと痛感する。」さらに、「自分たちがよければいいという一国主義的な考えは、もはや通用しない。他がよくならなければ、結局、自分のところに返ってくる。社会全体が結束し、そして、グローバルに協調して戦

わないと打ち勝つことはできない。そのためには、他者への意識と行動こそが大切になってくる。」と話されておりました。

「シンク・グローバリー、アクト・ローカリー」、先ほどもご紹介いたしました。「地球規模で考え、地域から行動する」という意味であり、世界市民の条件といわれます。世界的な教育者と未来学者のヘイゼル・ヘンダーソン博士の対談では、「世界市民になることは『決して難しいことではない』。大事なのは、さまざまな世界の問題に対して、『同じ地球に住む一人の人間として、今、自分が住んでいる場所で、可能な限りの行動を起こしていくこと』。『世界市民』とは『心』で決まる。日ごろの『行動』で決まる。人間としての振る舞いが重要」と言及。世界的な教育者は「人のために、社会のためにと行動するからこそ、そこに真の『喜び』が湧く」と語られております。

続いて、児童の健康管理について伺います。

長引くコロナ禍での、児童生徒の健康管理が懸念されるところであります。本村の健康維持への取り組みを伺います。

初めに、マスクの衛生管理について伺います。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） 松村議員のご質問にお答えをいたします。

児童生徒のマスクの衛生管理についてお尋ねをいただきました。

新型コロナウイルスの感染防止の一環として、マスクの着用は大きな抑制効果が期待できるため、児童・生徒に対しまして、適切なマスク着用について指導を行っているところでございます。

マスクの衛生管理につきましては、現在、村内各小中学校において、登校時に検温チェックを行っており、その際、使い捨てマスクを適正に使用できていないように見受けられる児童・生徒に対しましては、学校において、新たなマスクと交換するなどの措置を行い、児童・生徒のマスクの衛生管理に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 続けて、生活環境などの変化による睡眠障害について伺います。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、村内小中学校は3月2日から5月31日まで臨時休業を行っておりました。

臨時休業が長期間になりましたことから、議員ご指摘のように児童・生徒の生活が昼夜逆転したことなどによる、睡眠障害に伴う寝不足等が心配されましたが、幸いにも本村の各学校から児童・生徒の睡眠障害の報告は上がってきておりません。

本年度は、臨時休業長期化の影響で、通常であれば40日間ある夏季休業期間も2週間と短縮され、児童・生徒は8月中から通常登校しておりますので、現在は、規則正しい生活

を送られているものと承知をしております。

しかしながら、今後、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波などに伴い、学校が再度、臨時休業となることも考えられますので、その際には、児童・生徒の環境変化による睡眠障害に留意しながら、児童・生徒の健康管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 最後に、国や県が強く推奨している感染拡大防止アプリの保護者への推進について伺います。

○議長（下村 宏君） 教育次長 木鉛昌夫君。

○教育次長（木鉛昌夫君） ご質問にお答えいたします。

厚生労働省が提供し、新型コロナウイルス感染症の陽性者に自分が知らない間に接触していたことがわかる新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」や、茨城県が提供し、感染者が発生した場合に、その感染者と接触した可能性がある方に対して注意喚起の連絡をすることで、感染拡大防止を図ることを目的としたシステムの「いばらきアマビエちゃん」は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が素早くわかるなど、新型コロナウイルス感染拡大防止に有効な媒体であると考えられております。

これらの媒体につきましては、スマートフォン等を所持している全ての方々がダウンロードなどを行うことで効果が向上していくものと期待されますので、保護者への感染拡大防止アプリの推進を図りながら、教育部局に限らず、村民全体に周知を図っていくことが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） ご答弁、大変にありがとうございました。

引き続きご対応のほど、よろしくお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

以上で、通告のありました一般質問は全て終了をいたしました。

○議長（下村 宏君） これをもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日は、これにて散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時24分 散会

**令和２年第３回
美浦村議会定例会会議録 第３号**

令和２年９月１８日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第５号 美浦村民運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第６号 美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
議案第７号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例
議案第８号 令和２年度美浦村一般会計補正予算（第５号）
議案第９号 令和２年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
議案第１０号 令和２年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第１号）
議案第１１号 令和２年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第１２号 令和２年度美浦村水道事業会計補正予算（第１号）
議案第１３号 令和２年度美浦村下水道事業会計補正予算（第１号）

(一括上程・委員長報告・討論・採決)

- 議案第１４号 令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
議案第１５号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第１６号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第１７号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第１８号 令和元年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第１９号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
議案第２０号 令和元年度美浦村水道事業会計決算認定の件
議案第２１号 令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 請願第１号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願
請願第１号 教職 員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

- 発委第３号 「刑事訴訟法の再審規定（再審法）」の改正を求める意見書
発委第４号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書
発委第５号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1 番	下 村 宏 君	2 番	山 崎 幸 子 君
3 番	北 出 攻 君	4 番	松 村 広 志 君
5 番	葉 梨 公 一 君	6 番	小 泉 嘉 忠 君
7 番	塚 本 光 司 君	8 番	岡 沢 清 君
9 番	飯 田 洋 司 君	10 番	林 昌 子 君
11 番	小 泉 輝 忠 君	12 番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	富 永 保 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	濱 田 勘 木 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

第3回定例会へのご参集、大変お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和2年第3回美浦村議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりいたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第5号 美浦村民運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

〔「議長、上着のほうを……」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 皆さん、エアコンのほうが調子がいいのか悪いのか、ちょっとわからないんですけども、何だか暑いと私もやっていて感じたので、皆さんそれぞれ上着のほうの着脱は調整していただいて、それぞれの管理をお願いしたいというふうに思いますので、今回認めますのでどうぞ。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第6号 美浦村自立支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第7号 美浦村介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第8号 令和2年度美浦村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第9号 令和2年度美浦村国民健康保険特別会計

補正予算（第１号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第６ 議案第10号 令和２年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第７ 議案第11号 令和２年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第8 議案第12号 令和2年度美浦村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第13号 令和2年度美浦村下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。
質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第14号 令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第17 議案第21号 令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件、8議案を一括議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 林 昌子君。

○決算審査特別委員長（林 昌子君） それでは、令和元年度美浦村決算認定の8議案について、特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会は、令和2年9月8日、本議会において設置され、同日、議案第14号 令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第21号 令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の8議案が、委員会付託となりました。

特別委員会は、9月8日、9月14日、9月15日の3日間開催をいたしました。

9月8日の特別委員会では、正副委員長の互選を行いました。

指名推選により、決算審査特別委員長に、私、林 昌子。

副委員長に、小泉輝忠君が選任をされました。

9月14日の特別委員会では、議案第14号 令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件について審査を行いました。

9月15日の特別委員会では、議案第15号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件から、議案第21号 令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の7議案について審査を行いました。

審査の結果、議案第14号 令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件から、議案第20号 令和元年度美浦村水道事業会計決算認定の件の7議案は、全員賛成により認定するものと決定いたしました。また、議案第21号 令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件は、全員賛成により可決及び認定するものと決定いたしました。

以上の結果を、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了しました。

委員長に対する質疑は、全議員で構成する委員会のため、省略をいたします。

○議長（下村 宏君） これより、日程第10 議案第14号 令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第15号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第16号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 議案第17号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第14 議案第18号 令和元年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第15 議案第19号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第16 議案第20号 令和元年度美浦村水道事業会計決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第17 議案第21号 令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件の討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり、可決及び認定することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第18 請願第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

総務経済委員長 塚本光司君。

○総務経済委員長（塚本光司君） 請願第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

総務経済委員会は、令和2年第2回定例会において当委員会に付託され継続審議となっておりました請願第1号を審査するため、9月10日木曜日午前10時より委員会を開催いたしました。

この請願は、提出者 日本国民救援会茨城県本部 会長 田村武夫氏。紹介議員は、岡沢 清議員でございます。

請願者である田村氏から、請願の趣旨説明及び意見を述べていただきました。

冤罪被害者救済のためには有益であるとの見地から、決により賛成多数で採択と決めました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位におかれましては、ご理解の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみです。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

小泉輝忠議員。

○11番（小泉輝忠君） 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出を求める請願に対して、反対の立場から討論します。

再審制度は、確定有罪判決に事実誤認、または、その疑いがある場合に事実認定の不当を是正するとともに、有罪の言い渡しを受けた者を救済するための非常救済手続であります。無辜のものを誤った裁判から迅速に救済するためには、基本的人権の尊重、自主的事実発見の見地から、適切に救済の道を開くべきであることは言うまでもありません。しかしながら、この請願について、その内容に問題があるため、反対の意見を述べさせていただきます。

まず、請願事項の再審における検察手持ち証拠の全面開示についてであります。

再審請求における証拠開示制度を設けることについては、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会等において議論がなされております。再審請求審における証拠開示について一般的なルールを設けること自体困難である。当事者主義がとられる通常審とは手続構造の異なる再審請求において、通常審の証拠開示制度を転用することは整合しないなど、刑事訴訟法の一部を改正する法律の附則において、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、警察庁の当事者で構成する刑事手続に関する協議会において協議、意見等が行われているところであります。この状況からすれば、現段階においては、その推移を見守る必要があると考えます。

次に、再審開始決定に対する検察の不服申し立ての上訴についてであります。

仮にこの上訴ができないこととなると、不当に再審決定があった場合に、検察官が公益の代表として、これを是正する余地がなくなってしまうという大きな問題や、司法制度のあり方とも関連する問題から、慎重な検討が必要とするとの指摘もあるところであります。

したがって、やはり現段階においては、この問題を解決するすべがあるか否かも含め、専門家、実務家の討論や議論を見守るべきであると考えます。

以上、反対討論といたします。

以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） これで、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択することです。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり採択することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第20 発委第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔「日程が一つ飛んでます。」と呼ぶ者あり〕

〔「日程第19 請願第1号やってない」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 済みません、元に戻します。

○議長（下村 宏君） 日程第19 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長 林 昌子君。

○厚生文教委員長（林 昌子君） 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教委員会は、今定例会において当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、9月10日木曜日午後2時より委員会を開催いたしました。

この請願は、提出者 茨城県教職員組合 杉山 繁氏ほか62名 紹介議員は山崎幸子議員です。

請願者の代理人である斎藤氏から、請願の趣旨説明及び意見を述べていただきました。

内容は理解できるので賛成との意見と、毎年同内容の請願が出されることに対する弊害を指摘する意見が出されましたが、他自治体の採択状況等も鑑み、決により賛成多数で採決と決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位におかれましては、ご理解の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。

なお、委員長に対する質疑は、審査の経過と結果に対する質疑のみです。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

請願に対する委員長の報告は、採択とすることです。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（下村 宏君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第20 発委第3号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） ご苦労さまでした。

それでは、提案者の説明を求めます。

総務経済委員長 塚本光司君。

○総務経済委員長（塚本光司君） 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

ただいま事務局からの朗読がありましたとおり、本意見書は刑事訴訟法における再審の際の検察の証拠開示、また、再審開始決定に対する検察の不服申し立ての禁止する旨の改正を求めるものであります。この改正により、一人でも多くの冤罪被害者を救済するため、有益であると考えます。

以上、提案理由を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

小泉輝忠君。

○11番（小泉輝忠君） 先ほど、反対の討論をいたしました。

議員の皆様には、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） これで討論を終結いたします。

採決いたします。

反対意見が出ていますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（下村 宏君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に提出することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第21 発委第4号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

厚生文教委員長 林 昌子君。

○厚生文教委員長（林 昌子君） 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について、提案理由を申し上げます。

ただいま事務局からの朗読がありましたとおり、本意見書は、子供たちの豊かな学びを実現するため、少数学級の推進、義務教育費の国庫負担制度の堅持を求めるものであります。少子化が進み、地方財政が逼迫する中において、子供たちの成長につながるものと期待されるものでございます。

以上、提案を申し上げました。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第22 発委第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

事務局。

〔議案朗読〕

○議長（下村 宏君） 提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 沼崎光芳君。

○議会運営委員長（沼崎光芳君） 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、住民生活への不安が続いております。また、この中で、地方税、地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。

以上のことから、本意見書は、国に対し地方財源の確保を強く要望するものであります。

以上、ご審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下村 宏君） 質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第23 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、委員長の申し出のとおり、調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

以上をもって、令和2年第3回美浦村議会定例会を閉会をいたします。

お疲れさまでした。

午前10時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 飯 田 洋 司

署 名 議 員 林 昌 子

署 名 議 員 小 泉 輝 忠

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 1 号)

令和2年9月8日 開議

1. 審査案件

1) 特別委員長の互選

2) 特別副委員長の互選

1. 出席委員

委員長	林 昌子 君
副委員長	小 泉 輝 忠 君
委員	下 村 宏 君
〃	山 崎 幸 子 君
〃	北 出 攻 君
〃	松 村 広 志 君
〃	葉 梨 公 一 君
〃	小 泉 嘉 忠 君
〃	塚 本 光 司 君
〃	岡 沢 清 君
〃	飯 田 洋 司 君
〃	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

な し

1. 本会議に職務のために出席した者

議会事務局長	正 慶 将 暢
書 記	木 村 弘 子

○議会事務局長（正慶将暢君） それでは、決算審査特別委員会、大変お疲れ様でございます。

本日は、委員選任後、最初の委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、美浦村議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。

出席委員中、小泉嘉忠委員が年長の委員でありますので、臨時委員長をお願いいたします。

す。

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいま、事務局から説明がございましたように、私が年長者でありますので、これから決算審査特別委員会の委員長が決まるまでの間、臨時決算審査特別委員長の職務を行います。

委員長の互選まで、ご協力よろしくお願いいたします。

午前11時29分 開会

○臨時委員長（小泉嘉忠君） ただいまの出席委員数は、12名でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

これより決算審査特別委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長の互選は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 指名推選とのことでございますので、委員長の互選の方法は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

指名推選の方法については、私が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認め、林 昌子君を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時委員長（小泉嘉忠君） 異議なしと認めます。

よって、林 昌子君が委員長に当選されました。

ご協力ありがとうございました。

それでは、委員長と交代をいたします。

○委員長（林 昌子君） それでは、委員会を再開いたします。

これより決算審査特別副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

決算審査特別副委員長の互選の方法は、指名推選の方法により行いますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

〔「指名推選」と呼ぶものあり〕

○委員長（林 昌子君） 指名推選とのことでございますので、決算審査特別副委員長の互選は、指名推選とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認め、副委員長の互選の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認め、小泉輝忠君を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、小泉輝忠君が副委員長に当選されました。

○委員長（林 昌子君） 以上で、決算審査特別委員会を散会いたします。

なお、次回の決算審査特別委員会は、9月14日午前10時から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

お疲れ様でございました。

午前11時33分 散会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 2 号)

令和2年9月14日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第14号 令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 2) 議案第15号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3) 議案第16号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4) 議案第17号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 5) 議案第18号 令和元年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 6) 議案第19号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 7) 議案第20号 令和元年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 8) 議案第21号 令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

1. 出席委員

委員長	林 昌子 君
副委員長	小 泉 輝 忠 君
委員	下 村 宏 君
〃	山 崎 幸 子 君
〃	北 出 攻 君
〃	松 村 広 志 君
〃	葉 梨 公 一 君
〃	小 泉 嘉 忠 君
〃	塚 本 光 司 君
〃	岡 沢 清 君
〃	飯 田 洋 司 君
〃	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島 栄 君
教 育	長	富 永 保 君
総 務 部	長	平 野 芳 弘 君

保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君
経 済 建 設 部 長	濱 田 勘 木 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
税 務 課 長	大 竹 裕 幸 君
収 納 課 長	柳 堀 浩 君
住 民 課 長	嶋 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 澤 光 一 君
福 祉 介 護 課 長	葉 梨 美 穂 君
健 康 増 進 課 長	藤 田 良 枝 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
都 市 建 設 課 長	吉 田 公 一 君
経 済 課 長	木 村 光 之 君
生 活 安 全 課 長	笹 倉 英 雄 君
上 下 水 道 課 長	圓 城 達 也 君
学 校 教 育 課 長	小 山 久 登 君
子 育 て 支 援 課 長	福 田 浩 子 君
生 涯 学 習 課 長	吉 原 克 彦 君
幼 稚 園 長	坂 本 千 寿 子 君
大 谷 保 育 所 長	保 科 八 千 代 君
木 原 保 育 所 長	永 井 弘 子 君

1. 本会議に職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時04分 開議

○委員長（林 昌子君） 改めまして皆様、おはようございます。

決算審査特別委員会へのご参集、大変お疲れ様でございます。

ただいまの出席委員は12名です。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

何分この体制での初めての委員会ですので、不慣れでございますが、皆様のご協力よろしくお願い申し上げます。

菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） おはようございます。

決算審査特別委員会の冒頭、済みません。

事務局のほうから資料につきまして、昨年度と若干変更等がございますので、ご説明をさせていただきたいと思います。座って失礼いたします。

タブレットのほうをごらんいただきたいと思います。

昨年の決算審査、それから本年当初予算の予算審査、3回目このような形のご提案となるところでございますが、決算書の附属資料といたしまして、1事業当たり3ページの構成となっておりますのでございます。この構成に関しましては、昨年度と同様という形になります。年度が1番左は対象年度、令和3年度になっておりますが、これはシートの実施計画策定シートの関係で、表記上はそういう形になっておりまして、中段令和3、令和4、令和5と未来系のものが入っております。その下の事業費につきまして、若干説明させていただきたいと思います。左から令和元年、2年、3年、4年、5年と、5カ年分、数字が入っておりますのでございますが、令和元年度の数字のセットの仕方といたしましては、茨城計算センターのほうのシステムのほうからセットをいたしておりまして、決算につきましては、当然通常、円単位ということでございますが、システムから千円単位で張りつけておりますので、こちらに記載されております数字に関しましては、決算書の千円単位で切り捨てるものという形になっております。実際の決算額等に関しましては、決算書のほうをもとに審査のほう、よろしく願いいたします。

次のページをお願いいたします。

こちらに関しましては行政評価シートになっておりますので、令和元年度の評価が入っておりますのでございます。指標といたしまして3カ年分——令和元年の実績に対する評価、それから、令和2年、3年と将来についても記載をいたしております。事業評価と方向性に関しましては、昨年度と同じ記載方法をとらせていただいております。

次のページをお願いいたします。

3ページ目が、実際の事業報告書というものでございます。事業報告書の3ブロック目の決算額につきましては、先ほど申し上げましたように、千円単位の丸めの数字になっておりますので、目安として使っていただきまして、財源内訳のほうも通常であればその他という項目があるんですが、国庫と県費だけは明記をいたしまして、それ以外のものを自主財源という表記になっておりますので、よろしく願いいたします。

あとですね、若干の改修といいますか、改善もいたしておりまして、行ずれとか、昨年だと文字が見えない的なものもあったんですが、そこは改善をされていると思いますので、よろしく願いいたします。

以上、事務的なご説明でした。よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） はい、ご説明ありがとうございました。

これを受けた上で、始めさせていただきます。

付託されている案件は、お手元の議事日程のとおり、議案第14号から議案第21号まで、

各会計の決算認定及び剰余金の処分の8議案となっております。

広範囲な審査になりますので、委員におかれましては、質疑の際、決算書及び事業報告書のページ数、並びに科目名を示してから、簡単明瞭な質疑を行ってください。また、執行部におかれましては、明快なる答弁をお願いいたします。さらに、発言の際には、挙手をしていただき、発言許可を得てから、マイクを使用してはっきりと発言するようお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

○委員長（林 昌子君） 議案第14号 令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

初めに、第1款 議会費、第2款 総務費の審査を行います。

まず、議会費、決算書56ページから59ページについて質疑を許します。

なお、ページ数は、歳出のほうを示しますが、これに関連する歳入に関する部分にも、関連で質疑をお受けいたしますので、ここで一括で質疑をお願いしたいと思います。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、議会費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の項1 総務管理費、決算書58ページから89ページについて質疑を許します。

歳入歳出合わせでの質疑をお受けいたします。

質疑のある方はどうぞ。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） おはようございます。初めてのやり方なんで、戸惑いますけど。

66、67ページの部分なんですけども、款2 総務費、目2 文書広報費、2の広報活動費の部分の11 需用費、5 光熱水費、ここで電気使用料という形で46万4,767円が出ております。これ67ページですね、決算書。ちょっと今まであれなのか、総務課絡みでこういうの、どっか違う名目で出ているのかどうかわからないんですけど、ちょっと過去を調べても、こういう広報活動の電気って何だったんだろうかな。今ちょっと事業費のほうで、これは何ページになるのかちょっと今、わかんないもんで。ちょっとわかれば、説明お願いできればなと思ってます。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） おはようございます。総務課の青野でございます。

塚本委員からのご質問でございます。

広報活動費の中の光熱費につきましてですが、こちらのほうは、M i h o V i s i o nのほうの電気代となっております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなずく者あり〕

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 決算書ですね、71ページ。P C B含有分析業務委託料32万5,380円となっておりますが、これのですね、事業報告書では、2台について検査をしたというようなことでございますけれども、これ車庫の中にある変電気かな。

多分、ある中の2台というものをやったのかなと思うんですが、検査の内容とですね、結果。それから、今後どのように、あるものを処分していくつもりなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 北出委員のご質問にお答えします。

北出委員ご指摘のとおり、P C Bの分析委託でございますが、今、車庫の中に入っている2台ございますので、その分の検査分析でございます。

それとですね、今回若干の流用させていただきまして、実は、庁舎内でほかにはないかというところを調べさせていただいたところ、別の箇所に、庁舎の3階っていいですか、屋上の小部屋の中に、また別なものがあるというのが判明しまして、その部分につきましても検査をさせていただいております。

当然、皆様ご存じのとおり、P C Bというのは一般廃棄物と違いまして、特定の業者でしか処分ができないということになっております。現在、この検査をもとに、産廃業者といいですか、処分業者のほうに照会をかけさせていただいております。どこの業者でできるかということと、見積もりをいただいて、今年度中には補正を組ませていただいて、処分したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 車庫の中に2台だけじゃなくて、ほかにも多分10基ぐらいあったのかなと思っているんですけども、そちらについては、P C Bは使っていないというようなことなんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 北出委員のご質問にお答えします。

車庫の中の2台のほかに、ちょっと正確な数は手元にはないんであれなんですけど、何台かそのP C Bを含む、物質が含むものがあるというのが判明しております。その分を含めて、ことし処分をしたいと考えております。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 台数はすぐに答えられない、というようなことでございますけれ

ども、これ、今までで検査というのは、調査というのはやったんでしたっけ、ちょっと済みませんけど。

○委員長（林 昌子君） 青野 総務課長。

○総務課長（青野克美君） 私のほうに申し送りの中で、こういうものがあるということで、処分ということの事務の引き継ぎあったものですから、恐らく以前には、処分のための分析検査ですか、そこまでは行ってはないのではないかなと思います。それで今回、今回といいますか、令和元年度のほうに分析をさせて、処分のための準備をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 私もね、私も現場を担当していたというところで処分ができなかったというところでございますけれども、やはり車庫の中に、ああいう産業廃棄物があるというようなことは、やはり早いうちにですね、処分していただけるというようなことであれば、それは結構なことだと思いますので、できるだけ早く、中にあるもの、十幾つあると思うんですが、そちらの処分のほうですね、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 沼崎委員。

○委員（沼崎光芳君） 今の関連なんですけども、これ庁舎の中だけではなくて学校関係で、中学校あたり新しくするのに解体工事をして、多分そのときのPCB出たんじゃないかなと思うんですよ。学校関係にももしかしたらあるんじゃないかなと思うんですけど、そちらは調べてないですかね。

○委員長（林 昌子君） 青野総務課長。

○総務課長（青野克美君） 今、沼崎委員からご指摘あった件ですが、追加でわかったというのが、学校の分だと話は聞いております。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑ある方どうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の83ページ。目の地域振興費の中で、不用額として需要費、使用料及び賃借料、原材料費。これが全て不用額となって、全部で16万6,000円が不用額となっているんですけど、平成31年度の当初予算では、安中地区総合開発関連事業費として16万6,000円計上されていたものなんですけれど、これは、なぜこれが不用になったのか、お願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 山崎委員のご質問にお答えします。

こちらの項目につきましては、安中地区開発の関連事業費として、馬掛地区にある、今、土砂の公共工事の土砂の搬出先として利用している土地についてなんですが、ここの定期的な草刈りを予定しているところなんですが、例年、こちらは重機のアタッチメントを借用いたしまして法面を刈っている状況なんですが、前年度、現地を見ますと、そこまで重機を借りてまでやるまでの雑草・樹木等の繁茂がなかったのもので、できるだけ不用な歳出は控えたいと、その部分で予算はとったんですが、実際には職員の人力による除草作業等で対応したところでございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） それでは、草がさほど伸びていなくて、職員で対応できるだろうってということで、不用となったってということですね。

了解いたしました。

○委員長（林 昌子君） ほかに質問のある方。

ありませんか。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の85ページ。人材育成の中の、少年のつばさの件なんですけれど、これが、当初予算では444万円計上されていたものが、実際361万3,664円。これの減額になったのは、人数が減ったってということなんですか。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

3少年のつばさ事業費の、予算額に対しましての額が減っているというご指摘でございます。事業報告書のほうにも記載されておりますが、生徒16名募集に対しまして参加15名ということで、まずこれが一つの原因、要因となっておりますのでございます。それ以外に関しましても、これは精算で、実績で最後締めておりますので、事業費のかかったものということで、こういう額というふうになったもの、おるものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなずく者あり〕

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 53ページなんですけども、歳入のほう。歳入の雑入、192の東電の賠償金（ゴルフ場利用税）というのがあるんですが、これはどういうあれなんでしたか。勉強不足で申しわけないんですけど、教えてもらいたいんですけど。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 北出委員のご質問にお答えいたします。

諸収入、雑入の192番、東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金（ゴルフ場利用税）ということでございますが、済みません、手元に内訳書はないんですけども、東京電力の原子力災害によりまして、ゴルフ場が閉鎖であったりとか、要は東京電力の事故による

もので減収をされたというふうなものが、昨年度、精算がやっと入りまして、今になってという形なんですけれども、その精算で各都道府県、福島も始め、茨城があって。その中でかつ、美浦村、茨城県もゴルフ場多くございますので、美浦村分としてゴルフ場利用税がこの額で配分されてきた、という形になっておるものでございまして、これに関しましては、決定書等が——通知書だったかな、県のほうから参りまして、それで雑入として受けたと。いわゆるゴルフ場利用税——もともとはそうなんでしょうが、賠償金という形になりましたので、雑入のほうで受けさせていただいたという形になっております。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） わかりました。

そのほかにもですね、多分村で請求のほうをしていると思うんですが、そちらのほうはどうなっているのか、教えてもらいたいんですけども。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 北出委員のご質問にお答えします。

恐らく歳入項目といたしましては、もしかすると4款 衛生費のほうになるかと思うんですが、新聞等でもごらんいただいたと思うんですが、牛久市を初めとする管内の市町村で、東京電力事故が発生した後からすぐ、さまざまな対応をとってまいりました。その流れの中で、何度か県庁に足を運んだりとかしている流れの中で、本年度、実際に東京電力と被災者の紛争を解決する機構がございまして、そちらに申し出ということで、今回正式に行っております。それが令和元年度でなくて本年度、令和2年度に申し立てを行っております、それは仲裁といいますか、その仲裁機構なものですから、その仲裁の結果によっては、今まで人件費等なんか1銭も入ってきておりませんが、その仲裁結果によって入ってくる可能性があるというのが今の現状でございまして、その方向が出て実際に裁定の結果を受ける、受けないという形になるんですけれども、それを受け入れた段階で、出る、出ないも含めて今回の東京電力に対する請求が、ある種一区切りという形になると思っております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） もう、原発から9年、丸9年が過ぎているということでございすけれども、村のほうには、それなりの保証というものは今までなかったということで、機構のほうに申し立てたというようなことでございますけれども、この裁定というのはいつごろ出る予定なんですか、これは。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 行政と機構の今までの実績というのは、ちょっと私も今把握はしておりませんが、期間的には恐らく相当かかるものだろうと思っております。各市町村が請求額を算定をいたしまして、おのこの合計額で最終的には仲裁機構に申し立てをしておるところでございしますが、そちらのさまざまな——要は機構側のチェックがこ

れから入ってきて、それに対して一度は、恐らく裁定前に何らかの問い合わせがあるもの
と思って待っておるところですが、現状はないということでございまして。それがまず、
恐らく裁定前の協議が入って、その協議を経た上で裁定結果というふうになりますので、
1年がかりとかに、恐らくなってくるだろうとは思っております。

なお、現状におきましても、食材の放射能検査、給食の検査に対する費用の補償とか、
実際に本質的に原発要因に関してかかっている費用、あとは当時であれば上下水道課のほ
うで発生した汚泥の処分費とか、そういう実際にかかった、人件費を除いた費用に関しま
しては、これまでも東京電力のほうから補償が入っておりまして、都度、決算のほうで報
告をさせていただいていたという現状でございます。

よろしくお願いします。

○委員長（林 昌子君） それでは、ほかに質疑のある方。

小泉委員。小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 款2、項1……。

○委員長（林 昌子君） ページ数……。

○委員（小泉輝忠君） つくば霞ヶ浦りんりんロードの事業なんですけども、事業報告…
…。

○委員長（林 昌子君） 済みません、ページ数を……。

○委員（小泉輝忠君） 決算書のほうでは81ページですね。そして、事業報告書のほうで
は90ページですね。令和元年度の事業として、3,666万3,000円ということで事業がなされ
ました。美浦村のほうでも標識とか、矢羽根とかいろいろなされております。今現在、
3,666万円の中で、もう一切の美浦村の事業としてはあれで終わりなのか。それとも、今
後とも、それ以外に看板等を建てることのあるのかどうかを確認したいと思います。

それはなぜかといいますと、今回霞ヶ浦りんりんロードの草刈り等については、ちょっ
と時期的なものもあって難しいことかと思うんですけど、今の霞ヶ浦りんりんロードでは、
散歩をする人がたくさんいます。シルバーカーなんかも押しているので、ちょっと、「人
が確認できないよ」と注意を受けました。それで、吉田課長のほうに相談して、あと課長
補佐のほうに相談して、ちょっと、この期間、草が伸びているとき「カーブのところを何
とかしてもらえないか」という住民の話があったので、お願いしたら清明川の下のカ
ーブのところを刈っていただきました。今、特に朝晩の散歩をする人にはシルバーカーを押
している高齢者の人がいて、「とてもこの環境では散歩できないよ」と指摘を受けました。
それで、相談したところ、そういう話がありました。

で、看板については、サイクリストに対しては注意するような喚起がありますけども、
今の状況考えると、霞ヶ浦の堤防の路面を走っている車も結構あります。そういうことで、
美浦村として、今現在の3,600万円の事業の後に、さらに、美浦村のだけの看板といいま
すか、注意の喚起をするような看板を立てることができるのか。それとあわせて、今サイ
クリストの人が結構多いんですけど、スピードに対しては曲がり角になったら抑えるよと

いうことも注意看板ありますけども、自動車については特別に目立った注意がないので、その辺のことも、あともう一つ。私も実際に堤防をサイクリングしますけど、どこの地点を走っているか実際には全くわからないんですね。それは、うちの村だけじゃなくて、反対側の出島のほうへ行っても土浦のほうに行っても、そういう看板がないので、できれば、今、美浦村ではこういう地区のところを走っていますよとか、美浦村の住民がわかるだけじゃなくて、ほかの人、ほかの県から来たりした人に美浦村の市内のわかるような看板等があるのと同時に、美浦村のいいところを知らせるとかっていうのは全くないので、その辺のことを、今後どういうふうに考えているか、できれば教えていただきたい。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 小泉輝忠委員からのご質問にお答えします。

堤防の草刈りの件のほうについて申し上げますと、村内で霞ヶ浦に面した堤防というのは国土交通省の管理になっておりますから、定期的に国交省のほうで除草作業をしております。

村内で霞ヶ浦の堤防から上がってくところが、舟子の清明川で1カ所。それと、大須賀津に来て須賀津川で1カ所。大須賀津と大塚の境の大塚川で計3カ所が、霞ヶ浦の沿岸の堤防からぐっと内陸のほうに上がってきて、またおりてくる形になるんですが、大須賀津川の堤防と大塚川の堤防につきましては、村が年2回、7月と10月に業者に発注して堤防は除草作業をしております。

清明川の堤防につきましては、こちら1級河川、管理者が茨城県になっておりますので、竜ヶ崎工事事務所が堤防の草刈りを管轄しております。

今回、小泉輝忠委員から指摘あったとおり、清明川の草刈りが、大分草のほうが大分伸びておりました。反対側、土浦方面のほうは大分先にやったんですが、それよりも東側のほうが、工事が時期がおくれて若干迷惑かける形になっておりました。そういうこともありまして、竜ヶ崎工事事務所のほうに連絡しましたところ、早速それはやりましたので、今回の状況を踏まえまして、竜ヶ崎工事事務所のほうには、時期的にもう少し早目に、通行する方に悪影響を及ぼさない段階で刈っていただくように、うちのほうから申し入れて対処したいと考えております。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 小泉輝忠委員の、もう一つの大きな質問事項でございます。看板の扱いに関しましてご説明をしたいと思います。

つくば霞ヶ浦りんりんロード環境整備事業費3,666万3,000円に関しましては、あくまでもこれは、県のほうの整備基準がございまして、矢羽根のサインであったりとか案内板であったりとか、そういうものは、それにのっとった整備をやらせていただきまして、社会資本整備総合交付金、社総交というもので2,000万円余りの国のお金も入れながら整備をしたものでございます。

議員のほうからご指摘のあった、車等も通っているから危険である、ということの看板

の件。それから、村内の案内も含めた看板があったほうがいいんじゃないか、というご指摘でございますが、これは今回の整備事業費のほうには当然乗らないものでございましたので、今後、美浦村、つくば霞ヶ浦りんりんロードを含めて、霞ヶ浦湖岸の村の整備の方針を決めていきながら、村の案内サイン的なものができるのかどうかも含めて検討すると同時に、もう1点、車が通って危険だというご指摘もいただきまして、以前にも大山の地内でそういう案件がありまして、それは生活安全課のほうとも協議をしながら、危険なところには村として看板を立てていくという方向は、これはどこも同じでございまして、予算の範囲内で、それは危険であれば整備をしていくというふうな方向で考えていければと思っています。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） ありがとうございます。今、吉田課長から話があったので、内容的には理解しました。

ただ、今回の場合は、阿見側の地点、清明川の阿見側の地点側がきれいに刈ってあって、美浦村側が、村の管理するところは即刈ってもらいましたが、その下のところの国で管理して河川のほうで刈ってくれるところは、ちょっと葦の高さがあってどうしようもないということですのですぐやってもらいましたので、助かります。

昔と違って環境的なことは——朝、私も散歩をしていますけど、シルバーカーを押したり、朝、夫婦で散歩をしている人が結構おります。で、草の刈ってある状況のときは、本当に霞ヶ浦ってきれいだなって。これほど対岸の周りが見えて、草が伸びてないときは全く——ちょうど1週間ぐらい前に全部刈ってもらったので、霞ヶ浦の環境はこんなにきれいだなってということが、再認識するような状況なんですけど、できれば、さっき企画財政課長が言ったように、村のアピールすることと、あと、村のどういうところに今現在あるよ、こういうところは対岸に行っても全然ないので、それを進めていただければ、村の人が利用してもいいし、サイクリストがたくさん来ても、そういうことがお互いに話せるような機会もできるのかな。

サイクリングする人は土浦から来て、物すごい40キロぐらいのスピードで走っているので、波の音とか——今、高齢者の方とか、やっぱりこう、耳の不自由な人がいると、怖くて堤防のほう行けないよってという状況を言われるので、その辺も考慮して検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 答弁はよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（林 昌子君） 続きまして、松村委員。

○委員（松村広志君） 同じ目になります。決算書79ページの、事業10 美浦村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略事業費のページ81ページになりますね。この報

酬について、ちょっと確認なんですけども、予算書のほうでは35万3,000円をお取りになっていたと思います。これ半分以上になっているので、この理由を確認で教えていただければと思います。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 松村委員の10番、美浦村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略事業費の報酬に関しまして、予算額に対する執行率ということでご質問いただきましたので、ご答弁いたします。

令和元年度に関しましては、議員の皆様にご理解いただきながら、実は、ここでまち・ひと・しごとのほうの歳出として上げておりますが、全体といたしまして、第7次美浦村総合計画策定と、今回の第2次のまちひとの総合戦略と一緒に、半年の中でやらせていただきました。そういう流れの中で、まち・ひと・しごと創生の戦略のほうも、会議のほうも回数が結果としては減ってしまって、総合計画のほうの内部の会議等の数が多くなってしまって、外部のほうに諮問したのは1回だけに、実はなっていました。その辺も含めまして、歳出率が低くなっておるということでございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなずく者あり〕

○委員長（林 昌子君） ほかにご質問ありますか。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 75ページをお願いしたいと思います。企画事務費の中で15番、自治総合センターコミュニティということで、1,370万円計上されています。これ51ページで助成に、国から助成なっていると思うんですけども、これの伺った記憶があるようなんですけど、再度ですね、どういう内容の支出なのか、改めてまたお願いをいたします。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 小泉嘉忠委員のほうから、2の企画事務費の負・補・交の15番、自治総合センターコミュニティ助成金に対してのご質問であると思います。

こちらは額が非常に大きい助成金になっておりまして、1,370万円。こちらは、令和元年度の事業に関しては、土浦地区の公民館の助成ということで、建てかえでしたので、結構大きい額になったということでございます。いわゆるこの、宝くじ助成になっておりまして、過去にも、公民館であったりコミュニティセンターであったり、あとは興津のそば組合の助成であったりとか、これは、前もって申請をして採択をされないと事業化にならないという事業になっておりまして、令和元年度は土浦地区の公民館が採択になって、こちらの1,370万円が企画事務費のほうから。そのほかのほうも、地区公民館の補助ということで、教育費のほうですか、そちらも出ておりますし、当然、あの地域の方の負担というものを合計して、きれいに立ち上がったという流れでございます。ですから、コミュニティ助成に関しましては、あくまでも計画的にやっていかないと採択にならない。で、毎

年採択になるものでは決してございませんで、こういう事業があったら、前もって早目に村のほうにお知らせいただきまして、コミュニティ助成の申請のほうを早目に上げていくと。そこで採択をされたものが、実際の事業執行になっていくということになると思いますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなずく者あり〕

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 済みません。ただいまのコミュニティ助成金、こちらの補助率とか、そういうものをちょっと教えてもらいたいですけど。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 大変申しわけございません。正確にお答えしたいので、資料を一度、休憩のときにとってきまして、細かく説明させていただきたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 地元の地区として議長がわかるようでございますが、いかがいたしましょうか。よろしいですか。

下村委員。

○委員（下村 宏君） 宝くじのほうのは、5分の3です。事業量の5分の3で、5分の3で残ったものに対して、村で3分の1が、補助金というような形になっています。よろしいですか。

例えば、1,000万円あったら、5分の3が宝くじのほうから出て、5分の2による残った部分に、3分の1のほうは、役場のほうの補助金というような仕組みになっています。

ただ、出ないものもあるんです。用具とかそういう関係で、一部出ないものもあります。が、ほとんど出ますということです。

○委員長（林 昌子君） そのほかは地元負担ということですね。

○委員（下村 宏君） 残りは地元負担です。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 議長、総工費はどのくらいかかったんですか。

○委員長（林 昌子君） 下村委員。

○委員（下村 宏君） 約2,300万円かかっております。

○委員長（林 昌子君） ありがとうございます。急遽の説明ありがとうございました。小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 85ページまで大丈夫だよね。85ページをお願いしたいんですけど。下段のほうに、防災対策事業費の中です、5番の光熱水費で580万円ほど上がってあるんです。これは村内にある防犯灯の電気代になるということなんですか。防犯灯が何基ぐらいあるのかも一緒に教えていただければと思っております。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 小泉嘉忠委員のご質問にお答えいたします。

今おっしゃったとおりですね、この電気代につきましては、防犯灯の電気代ということになってございます。また防犯灯の数でございますが、正確な数字をちょっとお調べして、休憩中にご提示させていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 休憩中によろしくをお願いいたします。

ほかにごいませんか。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 歳入のほうなんですけれど、決算書の37ページ。款17 財産収入、目 財産貸付収入の中の土地賃貸料と建物賃貸料。これは、昨年度はなかったので継続ではないと思うんですけれど、これはどこの土地で、どの建物なのか、それを教えてください。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 山崎委員のご質問にお答えします。

内訳をきちんと休憩の間に資料を用意しまして、お配りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） それではですね、101ページをお願いしたいんですけども。

○委員長（林 昌子君） 済みません、ごめんなさい。89ページまでです。

あとよろしいですか。

そうしましたら、総務管理費に関して……塚本委員。

○委員（塚本光司君） 今、菅野課長が調べているようなので、何か同じような形で、歳入で39ページなんですけども、これの款の18の寄附金の部分です。一般寄附金と2の指定寄附金がございます、指定寄附金のほうの備考でいきまして、15の美浦村ふるさと応援寄附金4,101万8,000円。これと、これで件数ですね、去年……前回……去年……前年だと1,534件が出ていましたけど、件数を確認したいのと、その下の学校教育事業費の指定寄附金の155万円ということで、こういった団体等々から入ったものか。前年から伸びているようですので、その辺を教えていただければなと思います。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 塚本委員のご質問、寄附金の指定寄附金の、まず、15の美浦村ふるさと応援寄附金でございますが、額といたしまして4,101万8,000円ということで、件数でございますが、令和元年度は2,056件の受け入れを行っております。額的には恐らく過去最高、件数も最高なんですけれども、そういう形の寄附の受け入れでございました。

学校教育事業費指定寄附金に関しましては、内訳は済みません、調べてご報告いたします。

○委員長（林 昌子君） 平野 総務部長。

○総務部長（平野芳弘君） 今の塚本委員の学校教育事業費指定寄附金ということで、金額の、私のほうでちょっとまだこれは細かいのはわからないんですけども、寄附をしていただいた団体としましては、さくら自動車さん、ライオンズクラブのほうからいただいております。団体ということであれば、2団体になりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 今の答弁でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（林 昌子君） 企画財政課長のは、後ほどということで。

下村委員。

○委員（下村 宏君） ページ、79ページの定住促進事業費についてちょっとお伺いします。評価シートのほうを見ますとですね、115件が実績っていうようなことで載っております。これは累計であると思いますので、新たに平成元年度に何件が該当になっているのか。この評価シートでは累計しか出ていないからちょっとわからないんで、できれば年度ごとにわかるように、右袖のほうにですね、その年度に採択になった件数を載せておいてくればいいかなというふうに私は思いましたので、その辺についてお伺いをいたします。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 下村委員のほうからのご質問で、定住促進事業費の事業報告のほうに——確かに現年度と件数。これは、ご指摘いただきましたように、その年度の決定した件数でございますので、新たに新規で発生した件数がこちらの表では捕捉できないというご指摘いただきました。こちらの表の金額の右側なり、うち新規の件数ということで、これはすぐご用意できると思いますので、大変申しわけないんですが休憩の間に用意いたします。申しわけございません。

○委員長（林 昌子君） そうしましたら、閉める前に資料の提出がございますので、ここで暫時休憩を、10分ほどで足りませんか。

〔「15分」と言う者あり〕

○委員長（林 昌子君） 15分ということで、そうすると11時10分まで休憩としますので、資料のほうよろしく願いいたします。

それでは暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時11分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは、休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

執行部からの調査結果をお受けするところでございますが、申し述べる最初に、何ページ、決算書の何ページと、どなたの質問、何議員の質問に対しての答弁ということでお答えいただいてからスタートしてください。

よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 決算書85ページ、防犯対策事業費につきまして、休憩前の小泉嘉忠委員からのご質問にお答えいたします。

村内防犯灯につきましては、約三千基を保有してございます。

また現在ですね、LED化となつてございまして、光熱水費、電気料につきましても経費の削減につながっていると思われます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） ありがとうございました。

菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） その場でご回答できず申しわけございませんでした。

決算書37ページ、山崎委員からのご質問でございます。

財産収入の財産貸付収入の土地賃貸料と建物賃貸料の内訳はというご質問いただきました。昨年度と比較いたしまして、建物のほうは同じでございしますが、土地賃貸料にしまして約50万円程度伸びております。内訳といたしまして、株式会社カスミ、駐車場の部分が増設をされた関係の賃貸が発生をしておるということだと思います。合計といたしまして、合計というか、令和元年度にカスミのほうから66万8,400円を受け入れておりまして、その関係で、合計が132万8,918円。その他は、ほとんどがですね、メガソーラー関係の賃貸が多ございます。そのほかに東京電力等もございます。

建物のほうはメガソーラーのほうの賃貸、屋根貸しの部分の賃貸料でございます。

次に、塚本委員からの質問で、39ページの18寄附金の1寄附金、指定寄附金でございますが、30の学校教育事業費指定寄附金の内訳というご質問をちょうだいしました。こちらにしましては、これはいただいた寄附ですから名前を申し上げてよろしいと思うんですが、さくら自動車さん、美浦ライオンズさん、ユニフードさんからいただいた寄附の合計が155万円という形でございます。大きいものとしたしましては、さくら自動車さんからまとめて一括で100万円の寄附をちょうだいしております。

最後、下村委員のほうからの質問、79ページでございます。総務費 総務管理費の企画費、8番、定住促進事業費の、事業報告書に記載されている件数、これは合計の決定件数でしょう、新規は何件ですかというご質問をいただきました。大変申しわけないんですが、令和元年度はすぐに調査をして戻ってまいりまして、令和元年度の新規の件数が27件でございます。毎年大きく増減するものではございませんが、過去の事業開始年度、33件はこれ当初ですからそのままですけども、それ以降にしまして、当該年度に新規案件を受け付けたかを、表をつくり直しまして、後ほど掲示板のほうで議員の皆様にお示しできればと思います。

来年以降は、この事業報告書の中で新規の件数も掲載をしていきたいと思ひます。申しわけございません。

よろしくお願ひいたします。

○委員長（林 昌子君） 質問者から再度質問ございますか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 済みません。申しわけございません。最後ということで、15ページなんですけども、これの固定資産税。現年度で4,800万円ぐらい税収が伸びていると思うんですが、こちらは多分、中央競馬会のほうで施設の設備投資をした影響なのかなと思うんですが、その辺ちょっと教えてもらいたいですけど。

○委員長（林 昌子君） 大竹 税務課長。

○税務課長（大竹裕幸君） 北出委員の質問にお答えします。

こちらの償却資産につきましては、今回は工場等の新規の設備投資、そういったものが主となっております、電子部品を製造している工場、そのほか食品製造をしている工場、そちらを合計しまして約2,770万円、税額にして2,770万円伸びております。

中央競馬会につきましては、昨年度の償却資産の増減の理由で大きいのが、競馬会の新たな設備投資となっております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 多分、私が前に聞いていたのは、トレーニング・センター10年ぐらいで設備投資をしていくと、改修工事をしていくというようなことで聞いていたんですが、その辺と、それが終わった後の村としての税収はどのくらいふえていくのか、教えてもらいたいと思います。

○委員（北出 攻君） 大竹 税務課長。

○税務課長（大竹裕幸君） 北出委員の質問にお答えします。

トレセンの償却資産につきましては、私も済みません4月から来たところで、申告書のほうをざっと見させていただいたんですが、全部で140ページぐらい。多分、項目的には300件か400件、ちょっと件数はわからないんですけど、そういったものを、今の段階ですと、紙ベースでデータをもらっておりまして、それをこちらで管理をしておりませんので、できれば競馬会の会計課のほうに言いまして、電子データでいただければその辺の分析ができるかと思いますが、現時点では、これからトレセンの償却資産がどういったふうに推移していくかというのは把握しておりません。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 了解しました。

村としても24億円ぐらいというような税収ということになっているわけでございますから、いい時から比べれば7億円、8億円の税収が減っているということでございますので、設備投資、会社のほうでですね、していただけるということは、村としてもすごくいいことだと思います。

ほかの会社でもやはり設備投資をして、奨励金は3年とか5年とか出すわけでございますけれども、その先を考えればいいと思いますので、その辺は、新規会社が来てくれることが1番いいんですけども、村としてもその辺をですね、頑張って持ってくると、難しいのはわかっていますけども、その辺を頑張っていたきたいと、このように思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の79ページ。企業誘致事業費ということで、立地奨励金として1件、98万3,000円ということで載っておりますけども、支障がなければ企業名はどこか教えていただいても構わないのかなという気がするんですけど、去年は橋本さんでしたよね。だからことしの場合は立地奨励金が1件ということで載っているんですけど、これはどこですかね。もし差し支えがなければ。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 小泉輝忠委員のご質問にお答えいたします。

本年度1件につきましても、株式会社橋本ブラシ製作所となります。こちらのほう、平成30年度が一番最初の、こちら奨励金は3年間にわたっておりまして、平成31年度——令和元年度は2年目に当たります。そういう形で、この1件、98万3,000円につきましても、同じく橋本ブラシ製作所の対象のものでございます。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなづく者あり〕

○委員長（林 昌子君） ほかにございませんか。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） そうしましたら、総務管理費については質疑を終結したいと思います。

そうしましたら続きまして、項2の総務費の徴税費、決算書のページがですね、88ページから97ページ、88ページから97ページについて質疑を許します。歳入歳出合わせでの質問。お受けいたします。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の81ページ、81ページはいいんでしたっけ。

○委員長（林 昌子君） 81ページは終わりました。漏れがありましたら、後でお受けします。

88から97ページ、ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、徴税費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の3、戸籍住民基本台帳費、決算書96ページから101ページ、96ページから101ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

○委員長（林 昌子君） 小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠委員） 101ページをお願いしたいんですけども。コンビニの交付が、令和元年の恐らく6月ごろだと思うんですけど、始まっておるんですけども、金額で352万6,000円ほど計上されております。その中でね、資料見るとですね、令和元年の交付というのは、窓口がですね、5,400件だったと思うんですよね。その次が22件、19件、それで、コンビニが48件っていう計上が上がっておるんですけども、今の事情からいうと、やっぱりコンビニの交付が多くなるのはわかるんですけども、その中で、令和元年が48件ということであって、令和2年度はどういうふうな進捗状況で進んでおりますか。

○委員長（林 昌子君） 嶋 住民課長。

○住民課長（嶋 洋子君） 小泉嘉忠委員の質問にお答えいたします。

申しわけございませんが、昨年度の実績数なら持ってきていたんですけど、資料のほう用意しておりませんので、後で4月から……。

○委員長（林 昌子君） 決算認定の件ということでしたので、今の質疑は棄却いたします。

よろしく願います。失礼いたしました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、戸籍住民基本台帳費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の項4 選挙費、決算書100ページから107ページ、100ページから107ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、選挙費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の項5 統計調査費、決算書106ページから109ページ、106ページから109ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、統計調査費の質疑を終結いたします。

続きまして、総務費の項6 監査委員費、決算書108ページから111ページ、108ページから111ページについて、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がなしということで、監査委員費の質疑を終結いたします。

そうしましたらここで執行部の入れかえとなりますので、先ほど小泉輝忠委員の81ページの質疑をここでお受けしたいと思います。

ほかに質疑漏れがありましたら、ここでお受けしますので、お考え……準備しておいていただきたいと思います。

○委員（小泉輝忠委員） 申しわけありません。

決算書の81ページに、交通安全対策事業ということで載っております。そして、免許返納の人が23件ということなんですけど、この返納者の年齢構成とか、さっきは聞こうと思ったので、もし、23名の方が免許を返納していつもお世話になっております。いるということで載っていました。ですから23名の方の、もし、年齢構成が、70代は何人だよ、80代は何人だよ、だともしわかれば教えてもらえばと思います。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 小泉輝忠委員の質問にお答えいたします。

現在、年齢構成のですね、資料がございませんので、また改めてご提出させていただければと思います。

○委員長（林 昌子君） わかりました。

そうしましたら、お昼挟んだ以降に、笹倉課長よろしくお願ひしたいと思います。お昼以降によろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、ほかに質問漏れございませんね。

そうしましたら、ここで執行部の入れかえを行いますので、休憩をいたします。

10分でよろしいですか。

それでは、休憩とし、11時40分再開といたします。

担当課の皆様お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時29分 休憩

午前11時38分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは、定刻前ではございますが、全員おそろいのようなので、審査を再開させていただきます。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

担当所管の皆様には、ご参集まことにありがとうございます。

それでは、第3款 民生費の審査を行います。

民生費の社会福祉費、項1 社会福祉費、決算書110ページから129ページ、決算書の110ページから129ページについて質疑を許します。

歳入歳出合わせでの質問をお受けいたします。よろしくお願いいたします。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書の121ページ。

民生費の中の3、事業3の障がい者……4ですね、済みません……3が先か、ごめんなさい。3番から行きます。3番行きます。障がい者福祉事業費286万8,000円。これ予算のほうでは、384万2,000円いただいていたと思います。概略内容においてはタブレットのほうで拝見して、おおよそわかったと思うんですけども、ちょっと、この差額について説明を、簡単に結構ですから、わかる範囲をお願いします。

○委員長（林 昌子君） 葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 松村委員のご質問にお答えします。

予算額と決算額の差異ということでご質問をちょうだいいたしましたが、不用額につきまして、きちんとした数字の意味を、意味といいますか、数字をきちんとはとらえてはいなかったんですけども、申請をいただいている手当でありますので、その状態にある方々が見込みより少なかったためと考えております。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 承知しました。

主だったところで結構ですので、後でちょっと教えていただきたいなと思います。今後の傾向、また予算にも非常に影響してくると思うので、ちょっと教えていただければと思います。

〔「はい、わかりました。」という者あり〕

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方どうぞ。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、社会福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の項2 児童福祉費、決算書128ページから149ページ、128ページから149ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の149ページ。児童館管理費の中で、修繕料ということで、事業報告書のほうを見ますと、木原城山児童館のブランコの修繕というようなことが載っております。ちょっとこのブランコの修繕というのは、どういうところが壊れて修繕するのか。考え方によっては、取りかえなくちゃならないのかなってというのは……部分を感じたので、修繕というのはどういうところかなってということで質問します。

○委員長（林 昌子君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） ただいまの小泉輝忠委員のご質問にお答えいたします。

児童館のブランコの修繕なんですけれども、昨年度、2年前の遊具の点検の際に、ブランコの鎖の部分の部分が少しゆがんでいるような状況という報告をいただきまして、そのために、その部分は取りかえることができるということで、修繕をさせていただいたところです。そちらのほうは、ブランコの修繕で、木原城山児童館になります。

大谷時計台児童館のブランコは修繕が不可——できないということでしたので、こちらのほうは撤去しまして、新たに設置をいたしました。

以上となります。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 普通に我々が考えると、鎖部分なんか交換できるのかなと……今話を聞いて、鎖の部分が修理できるということだったので、そういうことにしましたけれどもということなので、理解しました。

それと、もう一つお願いなんですけれども、令和4年度の事業内容の中に木原児童館の外壁の塗装が169万円ということで載っている。児童館、私もしょっちゅう通っているんで、これ、外壁いつになったら直すのかなと思っていたんですけど、これを見ると令和4年度になっているので、事業の計画どおりやればあと2年後かな、なるんですけど、あそこを、もうね、みんなが通るところですし、あれだけ剥がれているものをあのままおいておいていいのかなってような気がしたので、できればちょっとこう、169万円という予算なんですけど、早めることができないのかなと思いがあったので、これはちょっとお伺いしたいと思って質問しました。

○委員長（林 昌子君） 福田 子育て支援課長。

○子育て支援課長（福田浩子君） 今ご質問いただきました外壁、木原城山児童館の外壁塗装の件なんですけれども、確かに剥がれてきておりまして、塗装部分が剥がれてきておりますが、雨などでそこに雨が吹き込んで……そこまでの、まだ、傷みではないというようなことで、ご承知のとおり、今度小学校が統合されることを見込みますと、この時期に塗装をするというのはちょっと、今のところ検討をさせていただいているという状況でございます。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなずく者あり〕

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、児童福祉費の質疑を終結いたします。

続きまして、民生費の項3 災害救助費、決算書148ページから151ページ、148ページ

から151ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、災害救助費の質疑を終結いたします。

それでは、ここで民生費終わりますので、執行部の入れかえとなりますが、ここで午前の部終了とさせていただきます。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

これから昼食のため、暫時休憩いたします。

午後1時再開といたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前11時48分 休憩

午後 1時01分 開議

○委員長（林 昌子君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後からということで、ちょっと眠くなる時間帯でございますが、慎重なる審議よろしくお願い申し上げます。

それでは、入る前に笹倉課長のほうから先によろしいでしょうか。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 午前中の小泉輝忠委員よりご質問いただきました決算書81ページ、総務費、総務管理費の交通安全対策事業費におきまして、免許の自主返納された方の年齢の内訳でございますけれども、1番下の年齢で72歳、70代の方で9名。それから80代になりまして、80歳から85歳で11名。1番上の最高齢の方で88歳の方が3名いらっしゃいます。平均で80.3歳という内訳になってございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） どうもありがとうございました。

それでは、第4款 衛生費の審査を行います。

衛生費の保健衛生費、決算書の150ページから161ページ、決算書の150ページから161ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の157ページ。これの下寄りのほうの、がん検診推進事業費の中の、13 委託料のがん検診業務委託料。これが8万5,761円。当初予算では248万円予算上げていたと思うんですけど、この8万5,761円、大幅に少なくなっている。これは、これだけ減っているのの理由を教えてください。

○委員長（林 昌子君） 藤田 健康増進課長。

○健康増進課長（藤田良枝君） ただいまの山崎委員からの質問にお答えいたします。このがん検診推進事業費におきましては、事業費としまして新たなステージに入ったがん検診の総合支援っていうことになっておりまして、一定の年齢の方にクーポン券を送付した検診となっております。子宮がんにおきましては対象年齢21歳、乳がんについては対象年齢41歳の方が該当となっております。

当初では、やはり昨年度においては、受診のほうで、当初のほうではある程度見込んでいたんですけど、実際にはやはり、この対象年齢の部分に関しての受診者っていうのは、大体受診率、平成30年度事業報告書のほうに掲載していますけれども、平成30年度事業報告書の414ページに記載してあるんですけども、対象者のほうが、子宮頸がん74人中5人、乳がんにおいては83人中25人っていう形でのクーポン券における受診者となっております。

その部分で、なかなかちょっと、クーポン券による受診勧奨はしているものの、ちょっと受診につながる部分の率が低かったっていうことで、当初の計上よりも決算上では低い金額となっております。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 対象年齢の人たちの、受診をする人数が減っている。それでは、この人たちに受診を促すような、そういったことをする施策っていうか、何か今後考えているようなことは、ないんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 藤田 健康増進課長。

○健康増進課長（藤田良枝君） この対象者の方には、個人通知をしております。クーポン券を入れた個人通知をしております。その部分でなるべくちょっと受診をしていただきたいっていうことで、ちょっと文章上の表現を変えたりとかパンフレットを送付したりとかっていう部分は実際行っているんですけども、今後あまりにも停滞するようだったら、新たにお声かけとか、そういうのはしていかなくちゃいけないかなっていうところで、話が出ている状態になっています。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） がん検診をやる人が少ないってなると、それでがんにかかったりする人が多くなると、村の医療費の増大につながっていくとか——このがん検診に限らず全て健康面にかかわるもの、以前、同僚議員がそれを点数、検診をやると点数をもらうとか何か、その健康維持するためのスポーツだとか何かをやると点数をもらって、それを、例えば直売場で買える割引券みたいなものがもらえとか、そういったようなことはやっぱり、全然考えてはいないんでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 藤田 健康増進課長。

○健康増進課長（藤田良枝君） ただいまの山崎委員からの質問にお答えしたいと思います。

やはり健康意識をまず高めていただくっていうところに関して、ちょっと周知活動、そ

ういうあたりをちょっと中心にはしていきたいと思っております。やはり新たな検診、継続してかかって、受診をする方はある程度定着をしていますので、新たな受診者っていうところでちょっと、周知の方法だったりとかPRの方法は、ちょっと、いろんな形で考えて、検討していくべきかと思っております。

○委員長（林 昌子君） ポイント制とかねいろいろなやり方、皆様が参加してちょっと得っていうか、女性は特にそういうの好きですので、またそういうところも加味した検討が必要ではないかという山崎委員のご質問ですので、ぜひ、検討課題に入れていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに質疑ございますでしょうか。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 決算書の155ページ。健康診断事業で2,413万円余りで、この受診料といいますか負担金、個人負担金については、収入として230万円、1割程度になっているのかなと思います。今、藤田課長おりますから、これはわかると思うんですが、この負担金を取るようになったのが、前の医療費1割負担のところに約1割でいきましようよというようなことで、1割負担ということにしたものでございます。それからもう十数年たっていて、現在はもう3割負担、医療費3割負担の世界ですので、どうなのかなと。変更する気あるのか、ないのかなと。確かに、受診してもらうためには、やはり負担金はなるべく下げて受診してもらうというのが1番かと思うんですが、村の財政等を考えれば、やはりその辺は考えていかなければならないものだとは思いますが、受診率とあわせてちょっと教えてもらいたいんですけど、お答え願いたいと思うんですけど、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 藤田 健康増進課長。

○健康増進課長（藤田良枝君） ただいまの北出委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、この検診の料金なんですけれども、一度、消費税の8%から10%になるときはちょっと、一部改正を加えておりまして、ちょっと、消費税の絡みで、少し値上げをさせていただいた経緯があります。今のところ毎年、一応見直しはかけているんですけれども、負担金のほうは今までの部分でちょっとこのぶ……今の現状の自己負担分、成人健診では800円と、肺がん検診においては200円といただいて——部分がありますので、他市町村または状況に合わせて検討を加えていきたいと考えております。

それとあわせて、ただいまもう一つの受診率のお話があったんですけれども、平成元年度における受診率の速報値が出ておりまして、美浦村においては2,724人の対象者で、実施の数が1,180人、1,180人となっております。受診率としては43.3%、速報値が出ております。この順位としましては県内44市町村中、一応10番目っていう形になっております。受診率は悪くはない状態なんですけれども、できればこの率をもう少し上げたいと、現場のほうでは考えておりまして、やはりこの料金が上がることによってなかなか受けにくくなるっていうところも出てくる部分もちょっと配慮しながら、あと近隣の状況とあわせて

検討を加えていきたいと考えております。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 受診率というのは100%に近づける、これがやはり理想だと思うんですが、私は、ここで負担金を1割から2割に上げたとしても、受診率が四十数%から10%になるとか、それは考えられないのかなと私は思っております。議員さんの中では、それは上げるべきではないよという人がかなり多いのかもしれませんが。私はその辺はわからないんですが、私の意見としては、3割までとは言いませんけれども、2割ぐらいの負担として取っていくというのは必要なのかなと思いますので、その辺の勉強ですね、近隣町村とかの様子も聞きながら、その辺を改善していただければなと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 課長よろしくお願いいたします。

ほかに質疑のある方どうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、保健衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の項2 環境衛生費、決算書160ページから167ページ、160ページから167ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書の165ページ。備考のほうの6番、雑草除去委託事業費の中の、13 委託料の中で雑草除去委託料781万8,243円。この雑草除去委託料にはもちろん、村の管轄のところの雑草除去もあるでしょうし、あとは個人の民間の土地を村に除去を依頼して、その分の委託料っていうものも含まれていると思うんですけど、その私有地の雑草除去委託料の部分。その部分の件数と、その件数の、前年との比較をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 山崎委員のご質問にお答えいたします。

この雑草除去委託料につきましては、宅造地内にある空き地等の雑草を、みずから草刈りができない所有者等をお願いをして、自分でできないものを村で委託して草刈りをしていく委託料になってございます。

それで価格のほうなんですけど、令和元年、昨年度で537区画ございます。

また前の年につきましては、実績で558件となっておりますので、両方とも500件超えて受託を受けていて、雑草除去の事業を進めているところでございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方。

松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書163ページ。事業5番の畜犬登録・狂犬病予防事業費について2点伺います。

予算では……予算と比べてこれ決算下がっていますけども、単価のほうは、どの、単価が多分下がっていると思うんですけども、予算と比べてどのようになったか。まずお聞きしたいと思います。

〔「狂犬病……どれ」と呼ぶ者あり〕

○委員（松村広志君） これは、動物死骸処理の委託料のほうです。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 委員の質問にお答えいたします。

動物死骸の委託料につきましては、死体回収が94件、それと火葬96件、現地出張費7件となっておりまして、単価等についての移動はないと伺っております。

また件数について、件数の増減により委託料が増減しているということでございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） タブレットのほうの説明によると、処理費120万960円で、処理件数は109件。これは計算すると一万一千幾らになるかと思うんです。予算ではこれ、予算のほうではたしか私、1万3,000円から1万4,000円かなというふうに、私の記憶が間違っているかもしれないんですが、その辺の差異。今おっしゃった金額が変動する理由は何でしょうかね。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 昨年度ですね、単価的なものを、今、申しわけありません資料ございまして、お調べして、単価についてご提示させていただければと思います。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） お願いします。

あともう1点が、同じ事業のことで、決算書では今のところが104万7,653円ということなんですけども、タブレットの説明、これを見ますとタブレット438ページですね。これ104万9,000円となっています。ほんのささいなことで恐縮なんですけど、約1,500円の違いでしょうか。これは、何かほかに1,000円、1,000円ちょっと乗っかるんですかね。お願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 今、松村委員のほうからご指摘いただきました事業報告書のほうの決算額なんですけれども、ここに関しましては冒頭で私がきょう資料の説明をさせていただいた流れの中で、決算書からの張りつけている関係で、数字が済みませんが決算書とずれておりますという説明をさせていただいたものでございまして、決算額の審

査に関しましては、あくまでも決算書のほうの数字、畜犬登録・狂犬病予防事業費であれば140万7,653円が決算額で、おのおのの事業の中身に関しましては、事業報告書の事業の概要・成果。例えば、犬の死骸処理であれば120万960円。これが、決算額の内訳として事業報告書に記載している実額になってまいります。

ですから、大変申しわけないですが、その上の決算額の枠の中は、財源の内訳の率的な考えで見ていただいて、数字は申しわけないんですが、決算額、決算書とのずれがございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） そうしますと、決算書のほうが正しいという解釈でよろしいですね。承知しました。

○委員長（林 昌子君） このずれはいたし方ないんですよね。

菅野 企画財政課。

○企画財政課長（菅野眞照君） この資料自体がですね、実は冒頭でご説明いたしましたように、予算の今度の審査会のときも、同じ1枚目、2枚目のシートを使います。予算に関しましては当然千円単位でございますので、もともとのフレームというか枠組みが、その予算管理をきちんと執行の未来形をやっていくという形で、この2枚前の、こちらの事業費のところなんですけれども、令和1、2、3、4、5カ年分ございますが、令和1、例えば予算書のまま触らないでくれというふうな、議会の皆様の意向があれば、実はそれも可能です。

ただ、令和元年度は今回決算資料としての附属資料としてつけておりますので、決算額に近いものということで内訳が出るように、決算の数字をこちらに張りつけておりますので、ちょっと仕組みとしてなかなかそろわなかった。

特に今回ですね、実は内側の状況を申し上げますと、歳出のほうで会計年度任用職員が、制度が今年度から始まった関係で、人件費のところなんか張りつけるとうまくいかなかったりとか、ちょっといろいろあったんですが、来年からは全部、今度はそこはそろってくと。

もし議員の皆さんが、この段階までは令和元年の予算額を触るなというふうなご指示をいただければ、来年度の決算審査の資料時にはそういう運用も実は可能です。これは変な話ですけど、ベンダーというか、茨城計算センターと私の協議で決めたことなので、皆さんのほうの見やすさとか考えていただいて、そのほうがいいんだということであれば、予算額をそのまま残す、触らない。ただ、補正額なんかはちょっと反映できないと思うんですけども、当初予算額を一括セットすると。セットしたままにする、ですね。それは可能です。

済みません、先ほど申し上げましたように、決算に近い数字ということで、決算書を丸めて張りつけさせてもらって、3ページ目のところの、決算額のところをシステムから張りつけておりますので、こういう形になっているということでございます。

ただ、この決算額に関しましては、実を申し上げますと、エクセル管理もできまして、課長のほうで実額に直しているシートも実はあります。この3枚目に関しましては、エクセルになっていて、各担当がより詳細に表組しながらとか、議員の皆さんにわかりやすくつくるシートになっておりますので。こういうものもちよっと、先ほど私も下村議長のほうからご指摘いただきました、新年度の採択件数をちゃんと載付けてくれというような要望があれば、これは各事業担当している課員が直すことはいくらでもできますので、3枚目に関しては、こういう数字は来年から載付けてくれとか、それは出していただければ、課長のほうが対応できる仕組みになっているということでございます。

済みません、長くなりました。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ありがとうございます。

そこまでお聞きするつもりはなかったんですが、今、ご説明いただいて整合性がとれるところと、そうではないところの差異は何かという疑念があったので。今いろいろお話しされたので、今後それもちよっと諮っていただいて、1番いいやり方へ、やりやすい形にしていかれるのがよろしいかなと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑。

塚本委員。

○委員（塚本光司君） 決算書の167ページです。事業報告書の427ページです。ここの5番の不法投棄対策事業費74万1,240円という部分です。去年あたり、いや、これの前年の平成29年。これの前年の決算に比べますと人件費等々で、かなり絞られて減っているようなんですが、これはあくまでも時間的なもんでのものなのか。その辺の確認です。

それと今、私の議員控室なんかで、お昼なんかをとったときもですね、やっぱりあの、今回、大山のドックのほうに不法に投棄されて、そういうものを、夜なり何なりですから、ここにいる、廃棄物対策管理官というのは多分……。

○委員長（林 昌子君） ちょっと塚本委員、よろしいでしょうか。

場所の確認をさせていただきますと、不法投棄というと次のページにないですか。

○委員（塚本光司君） ごめんなさい。

決算の167ページの、決算書の5番の不法投棄対策事業費の81番の……。

○委員長（林 昌子君） 申しわけございません。ページ数はあっているんですが……。

○委員（塚本光司君） まだ。飛んじゃってる。

○委員長（林 昌子君） 清掃費は次になりますので、環境衛生費を審査しておりますので、167ページの上段ですね。公害対策費までの中で、次にお受けいたしますので、失礼いたしました。

○委員（塚本光司君） ああ、ごめんなさい。了解しました。大変失礼しました。

○委員長（林 昌子君） 環境衛生費はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、環境衛生費の質疑を終結いたします。

続きまして、衛生費の項3 清掃費、決算書の166ページから169ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞということで、塚本委員、今の話の続きということで、申しわけございません。よろしくお願いします。

○委員（塚本光司君） 先ほどの続きなんですけども、議員控室などで、きょうのお昼のときなんかもそうでしたけど、以前もそうですし、例えば大山のドックのところに不法に投棄された。基本的に夜中なんでしょうけど、監視カメラの話もいろんな話ではなったりするわけなんですけど、この、ここにおいての、出ている決算においての管理官、こういった、この前年よりも、経費的には安くなる場合にはいいのかなという気もしないでもないんですが、これはあくまでも、その人にかかる人件費的なもの、単独のものなんですね。その辺のちょっと確認です。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 塚本委員のご質問にお答えいたします。

不法対策事業費の管理官につきましては、現在、予算上ですね、週2日の予算をとってございました。ですが、昨年におきましては、管理官につきましては出勤週1日となっていて、人件費が半分になっているものでございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 塚本委員。

○委員（塚本光司君） 不法対策管理官がね「こらー」って言って、別に夜中に見つけて云々ということはないでしょうけど、日中で動くっていう形ですから、ここにこういうのがあったよっていう、もしくは、村内を歩いて情報を得ながら、逆に、こういった管理官の人よりも、地元の区長さんあたりから上に上がってくるのが早い場合もなきにしもあらずなんだろうけども、事業報告書からいくと基本的には1日という体制なのか。同じような令和元年度の体制で進めるということなんだろう。令和2年、3年の見込み。ありましたか、ありました、ここに……。

○委員長（林 昌子君） 笹倉 生活安全課長。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 塚本委員の質問にお答えいたします。

管理官につきましては、実情ですね、他町村とあわせて働いている方が多々おりまして。当初ですね、昨年度の管理官につきましても、美浦だけじゃなくてほかの管理官もやっておられました。市町村の兼ね合いもございまして、美浦のほうでは予算上は週2日。ことしにつきましても週2日とっておりまして、うちとしましても週2日の勤務ができるようであれば、またお願いしたい。現状として、今の管理官は週1日しか、ちょっとできないということで進めさせていただいております。

以上です。

○委員長（林 昌子君） ほかにご質問のある方。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、清掃費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入れかえを行いますので、10分間休憩で、再開を1時40分といたします。

担当課の皆様お疲れさまでございました。ありがとうございます。

午後1時31分 休憩

午後1時41分 開議

○委員長（林 昌子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、第5款 農林水産費、第6款 商工費、第7款 土木費、第8款 消防費の審査を行います。

審査に入る前に、生活安全課からご報告をお願いいたします。

○生活安全課長（笹倉英雄君） 松村委員よりご質問をいただきました衛生費、環境衛生費、決算書165ページの動物死骸処理委託料についての単価でございますけれども、昨年度、平成31年度は1万800円。それから平成29年度におきましては、やはり委員のほうからご指摘ありましたとおり、単価がですね、1万2,960円と差がございました。これは、入札により、単価が変更になってございます。

以上です。

○委員長（林 昌子君） ご報告ありがとうございました。

それでは、農林水産業費の農業費、決算書168ページから181ページについて質疑を許します。168ページから181ページです。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、農業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の項2 林業費、決算書180ページから181ページの質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、林業費の質疑を終結いたします。

続きまして、農林水産業費の項3 水産業費、決算書180ページから181ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、水産費の質疑を終結いたします。

続きまして商工費の商工費、決算書180ページから185ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、商工費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の土木管理費、決算書184ページから187ページ、184ページから187ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、土木管理費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の道路橋梁費、決算書186ページから191ページ、186ページから191ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、道路橋梁費の質疑を終結いたします。

続きまして、土木費の都市計画費、決算書190ページから195ページ、190ページから195ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 決算書193ページ。これの、備考の中の上段、3番の住宅リフォーム助成事業費。これは、住宅リフォーム資金補助金となっていますけど、これは何件くらいあったのでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 吉田 都市建設課長。

○都市建設課長（吉田公一君） 山崎委員のご質問にお答えします。

令和元年度の申請につきましては、実績交付申請 8 件でございます。総額59万7,000円のとおりでございます。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 了解いたしました。

○委員長（林 昌子君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、都市計画費の質疑を終結いたします。

続きまして、消防費の消防費、決算書194ページから201ページ、決算書194ページから201ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、消防費の質疑を終結いたします。

ここで、執行部の入れかえを行いますので、休憩5分間といたします。

担当所管の皆様ありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後1時50分 休憩

午後1時50分 開議

○委員長（林 昌子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9款 教育費の審査を行います。

教育費の教育総務費、決算書200ページから213ページ、200ページから213ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

事業報告書が完璧なので、なかなか質問も出ないということで、すばらしいと思います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、教育総務費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の小学校費、決算書212ページから229ページ、212ページから229ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、小学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の中学校費、決算書228ページから235ページ、228ページから235ページについて質疑を許します。

ーじまでの質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

歳入歳出合わせての質疑でよろしいのです。

北出委員。

○委員（北出 攻君） ページ数よくわかんないんですけど。給食の滞納、これはどういう状況になっているのか、教えてもらいたいと思います。収納の状況ですね、それをよろしくをお願いします。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） それでは、北出委員のほうのご質問にお答えいたします。

決算書で申し上げますと、47ページからになる……の、1番下のところになりますが、こちらのほうが学校給食費の収入のほうになっております。で、収入未済額ということで書いてございますように、令和元年度末未済額が417万4,338円というふうになっております。で、こちらのほうですが、内訳を申し上げますと、木原小が150万9,720円、大谷小が102万1,124円、安中小はなしで、美浦中学校が164万3,494円ということになっております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 滞繰分の収納状況はどうなんですか。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） こちらのほうの決算書のほうにございます過年度分が、滞納繰越分の収入ということになっておりまして、各学校、木原小が収入額が1万2,600円、大谷小が5万円、美浦中学校が7万8,304円の、計14万904円が令和元年度の滞納繰越分の歳入額というふうになります。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 額的には本当に少ない額になってくるかと思うんですけども、これ滞納……何ていうんですか、処理……滞納のいろいろ処分とか、いろいろやっ……今、結構進めているんですかね。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 基本的に、滞納繰越分がある年度がですね、平成26年度以前の分が残っております。それ以降につきましては、基本的に滞繰は現在ございません。というのも、児童手当からいただくというようなことでありましたので、滞繰分のほうは、平成27年度以降ですか、基本的には存在しないんですが、それ以前のにつきましては、あるということになります。

で、現在うちの——私どものほうの対応といたしましては、年に1回、最低1回程度は、催告ということで各ご家庭のほうに納入のお願いをしているということになります。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 平成26年度以前の分があるということでございますけれど

も、こちらについては収入の見込みがあるんですか、ないんですか、どちらなんですか、これは。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） お答えいたします。

なかなか、こちらの昨年度の収入状況を見てもらってもおわかりと思いますが、なかなか全てを完納するということは、厳しい状況かなというふうには感じております。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） これ、税ではないんで単純に法的にできるものではないと思うんですが、その家の支出等を鑑みて、欠損というようなことも、私はこれを残しておくんじゃないくて、必要になってくるのかなと思います。だから、税じゃないんである程度、こうね、その辺の調査というのは難しいのかもしれませんが、その辺も含めて、滞納分というのはなるべく、食い逃げじゃないですが……なっちゃうんですけども、あまりよくないことなんです、その辺は処分をしていってもらおうというようなことで考えてもらうのが私はいいのかなと思います。

その辺、課長、ちょっと答弁を。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） やっぱり先ほど申し上げましたように、なかなかこれを全て完納させるというのは難しいということは考えられます。

今、北出委員がおっしゃっていましたように、ある意味不能欠損という取り扱いについては、将来的にはやらざるを得ないのかなという感じはいたします。その際には、やはり滞納処分っていうか、欠損するにしましても、その条件をですね、整理させていただいて、処理要綱等を作成した上でのですね、不能欠損という取り扱いのほうは研究させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） わかりました。よろしく願いをしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） これどちらにしても、滞納の一覧をまた出していただけたらと思いますので。

小泉嘉忠委員。

○委員（小泉嘉忠君） 給食費の問題の中でね、村外に転出された方も当然、中におると思うんですね。だから、そういう人のはどういうふうな対応しているのか。恐らく村外に出られた方は、恐らく集金することはまず不可能に近いだろうというふうに解釈するんですけども。今後ね、そういう状況があつて、それは給食費だけでなく、村税含めて、水道料金含めて払わないで村外に出ているっていう方が恐らくおられると思うんで、その辺はね、どういうふうな対応するかもやっぱり、今後の材料の中では考える余地があるのかなというふうに思っております。

○委員長（林 昌子君） いかがでしょうか。

小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） 当然、滞納されている方は、転出されたとかという方は大勢いらっしゃると思いますので、追える限りは転出先住所のほうに、先ほど申しましたように、催告のお願いをさせてもらっているわけですが、それができなくなったときには、先ほど申しましたような手続というのにも考えていかなきゃならないと考えております。

○委員長（林 昌子君） 山崎委員。

○委員（山崎幸子君） 私もこの給食費に関しては、もう少し後のほうで質問しようかなと思っていたんですけど、今出たんで関連っていうことで。

平成30年の決算のときの収入未済額が431万542円、令和元年度は417万4,338円。平成30年のときよりは減っております。これも執行部、職員の方々のご努力なんだろうと思ふんですよね。平成29年度のときに給食費の滞納金額及び整理状況調書、これを出していただいているんですけど、これをまた、今回の新しいものでいただきたいんです。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 小山 学校教育課長。

○学校教育課長（小山久登君） では、平成29年度分確認いたしまして、同様の様式の書類をご提示させてもらいます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、中学校費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の幼稚園費、決算書234ページから241ページ、234ページから241ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、幼稚園費の質疑を終結いたします。

続きまして、教育費の社会教育費、決算書240ページから263ページ、240ページから263ページについての質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑がないようですので、社会教育費の質疑を終結

いたします。

続きまして、教育費の保健体育費、決算書262ページから277ページ、262ページから277ページについての質疑を許します。

小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の269ページに、光と風の丘公園管理費ということで載っております。そして、野球場整備委託料として425万1,000円、去年に比べると多少上がっています。これは、茨城アストロプラネッツという準プロみたいな形の球団が来て、美浦の野球場を利用するようになりました。その関係があつて、整備のほうの状況を変えたのかどうか、その辺を確認をしたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 吉原 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉原克彦君） 小泉輝忠委員の質問にお答えさせていただきます。

昨年度契約更新ということで、費用のほう、単価のほうが上がっております。

野球場の整備につきましては、年に4回行っているような形になっております。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 年に4回は実施しているということなんですけれども、特別にその球場の中で土を入れかえしなくちゃならないとか、そういうことがあったわけではないということでしょうか。

○委員長（林 昌子君） 吉原 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉原克彦君） 野球場の整備につきましては、小泉輝忠委員ご承知のとおり、土の入れかえであつたりとか芝の養生であつたりとか、さまざまな部分が出てまいります。特に、特段大きな入れかえを行うとか、そのようなことは今回の整備の中には含まれておりません。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 今、野球場のほうはバックネットが新しくなりました。これですます村の野球場を利用する機会が多くなるかと思うんですけれども、現在はコロナでいろいろな大会等ができないので、整備が進んでいくことには、よろしくお願いいたしますと思うんですけれども、これからいろいろ大会が実施されるときには、この村の球場が今まで以上に茨城県内の中で使われる機会がふえますので、その辺を考慮してやってくれたのかなと思っていたので、ありがたく思いたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方、どうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、保健体育費の質疑を終結いたします。

それではここで、執行部入れかえを行います、関係所管がいらっしゃいますので、教

育関係の方だけ退席をいただくということで、休憩なしで行っていききたいと思います。

担当所管の皆様、どうも大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

小山課長、滞納の状況の一覧は議員掲示板か何かに載せていただく形でもいいですかね。それでは、議員掲示板のほうよろしく願いいたします。

お疲れさまでございました。

それでは休憩せず、引き続き審議いただきたいと思います。

それでは、第10款 災害復旧費、第11款 公債費の審査を行います。

それでは災害復旧費の公共公用施設災害復旧費、決算書276ページから279ページについて質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないということですので、公共公用施設災害復旧費の質疑を終結いたします。

続きまして、公債費、決算書278ページから279ページ、質疑を許します。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） なしということですので、公債費の質疑を終結いたします。

それでは以上で、議案第14号 令和元年度美浦村一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

質疑漏れはございませんね。

確認いたしますが、これで一般会計閉じますけども、質疑漏れはございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

慎重なるご審議ありがとうございました。

それでは、一般会計これで終わりましたので、特別会計は明日に。少し早いでございま

すが、特別会計、あしたにしたいと思いますので、いろいろご意見ございますが、きょうはこれにて延会といたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後 1 時 5 5 分 延会

美浦村議会決算審査特別委員会

(第 3 号)

令和2年9月15日 開議

1. 審査案件

- 1) 議案第15号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 2) 議案第16号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3) 議案第17号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 4) 議案第18号 令和元年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 5) 議案第19号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 6) 議案第20号 令和元年度美浦村水道事業会計決算認定の件
- 7) 議案第21号 令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件

1. 出席委員

委員長	林 昌子 君
副委員長	小 泉 輝 忠 君
委員	下 村 宏 君
〃	山 崎 幸 子 君
〃	北 出 攻 君
〃	松 村 広 志 君
〃	葉 梨 公 一 君
〃	小 泉 嘉 忠 君
〃	塚 本 光 司 君
〃	岡 沢 清 君
〃	飯 田 洋 司 君
〃	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席委員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	富 永 保 君
総 務 部 長	平 野 芳 弘 君
保 健 福 祉 部 長	吉 田 正 己 君

経 済 建 設 部 長	濱 田 勘 木 君
教 育 次 長	木 鉛 昌 夫 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	菅 野 眞 照 君
収 納 課 長	柳 堀 浩 君
福 祉 介 護 課 長	葉 梨 美 穂 君
国 保 年 金 課 長	鈴 木 章 君
上 下 水 道 課 長	圓 城 達 也 君

1. 本会議に職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	正 慶 將 暢
書 記	木 村 弘 子
書 記	滝 口 弘 士

午前10時01分 開議

○委員長（林 昌子君） 改めまして、皆様おはようございます。

決算審査特別委員会へのご参集、大変お疲れ様でございます。

ただいまの出席委員は12名です。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を再開いたします。

昨日同様ですね、質疑をされる場合は決算書のページ数及び目を示した後、質疑をされますようお願いを申し上げます。

それでは、議案第15号 令和元年度美浦村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします……。

〔「質疑あります」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） 決算書の319ページで、款5 保健事業費、その中で、2 保健衛生普及事業費が、当初予算では146万7,000円、しかし、決算書では119万7,355円。不用額が発生しておりますが、その件について伺いたいと思います。

○国保年金課長（鈴木 章君） ちょっと待ってくださいね。

○委員長（林 昌子君） 場所を確認しておりますので、少しお待ちください。

○国保年金課長（鈴木 章君） 小泉輝忠委員の……。

〔「手を挙げて」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 失礼します、鈴木 国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） 国保年金課、鈴木でございます。

小泉輝忠委員のご質問にお答えします。

決算書318ページ、款・項・目、5－1－1の保健衛生普及費、事業報告書ですと940ページになるかと思いますが、内容については、こういったものについては942ページに今年度の事業系、令和元年度の事業概要が書いてあります。医療費通知——各世帯へ、このくらい医療費が、あなたの世帯でかかっています、という医療費通知を年6回送付しております。また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）、これ、国のほうから普及促進ということで進めていますので、こちらについても年間2回送付しております。そのほか、医療機関への適正受診、そちらを推進するために、出版社がつくりました普及啓発のパンフレット、こちらも、国保加入しております全世帯に配布しております。事業としては、この三つが主なものです。

予算科目としては、印刷製本費のほうでパンフレット代、また、郵便料のところ、こちらの今の3本、申しあげました3本、3種類のものを送るための郵便料、あと、電算処理委託料では、差額通知、いや……医療費通知、医療費通知を作成するための委託料、業者への委託料を計上しております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 小泉輝忠委員。

○委員（小泉輝忠君） パンフレットが、部数が少なくなったよ、とかそういうことじゃなくて、全体的に3項目説明していただきましたけれども、3項目の中でそれだけの不用品額が発生した、というようなとらえ方でよろしいんですかね。

○委員長（林 昌子君） 鈴木 国保年金課長。

○国保年金課長（鈴木 章君） 委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○委員長（林 昌子君） よろしいですか。

〔うなずく者あり〕

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第16号 令和元年度美浦村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 次に、議案第17号 令和元年度美浦村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書369ページをお願いします。

目2の事業に公共下水道施設管理費、細かい質問で恐縮なんですけど、これの13 委託料の、3 防犯警備委託料3万9,240円、これの内容をちょっとお尋ねしたいと。

ていうのは、この金額で年間どのようなことを行われるのか、教えていただければと思います。

○委員長（林 昌子君） 圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） ただいまの松村委員のご質問にお答えします。

こちらに関しましては、総合警備保障のほうにお願いしている警備でございます。夕方から朝にかけて水処理センターのほうが無になりますので、その際に、異常があった

場合に駆けつけてもらったり、そういった警備についての委託料でございます。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ありがとうございます。

もう1点よろしいですか。

同じ目、同じ事業の、ページでは371ページの5 業務委託料。これ当初予算と比べて随分乖離しておりますけども、そのうちの5番の汚泥処理委託料1,250万円ちょっと。これと予算を比べての差が出ている理由を教えてくださいませんか。

○委員長（林 昌子君） 圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） 少しお待ちください。

○委員長（林 昌子君） それでは、答弁待っている間に、ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

○委員長（林 昌子君） 圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） 済みません。これについてはですね、令和元年度は特別会計の、農業集落排水も公共下水道のほうもそうなんです、特別会計の打ち切り決算となっておりまして、決算書のほうは3月末日の数字となっております。今年度からですね、企業会計に移行しましたので、そういった関係で、4月とですね、5月の収入と支出のほうで反映されておられません。その分の支払ったものについては、もうちょっと執行率が上がっております。そういったことにより、ちょっと支払い額が少ないように見えるんですが、実際はもっと支払っているということでございます。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 了解しました。ありがとうございます。

○委員長（林 昌子君） ほかに質疑のある方はどうぞ。

北出委員。

○委員（北出 攻君） 決算書363ページなんです、現年度分の収入未済額。

これ、今、松村委員のですね、説明にありましたように、4月分、5月分が次年度に回るといようなことで、この収入未済額が2,700万円、使用料については6,500万円、といようなことになっているのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○委員長（林 昌子君） 圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） ただいまの北出委員のご質問にお答えします。

今の歳入のほうについてもですね、先ほど回答させていただいたように、打ち切りによるもので、4月、5月の収入が反映されていないものでございます。補助金等に関しましては調定額どおり入って入って、収入についても例年程度の収納率になっております。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） ありがとうございました。

私、きのうも給食費のほうで話をしたんですけれども、滞繰分。こちらでいいますと、

使用料440万円ほどになっていると思います。先ほどの集排業務でもかなりの額、この次に出てきます水道料金についても使用料の滞納があるということでございますけれども、この使用料というのは、法的に多分、何年かまでしかとれないという規定が、民法上の規定があると思うんですね。ですから、その辺を考慮して処分をしていてもらいたいというようなことで、きのうも給食費のときに言ったと思うんですが、こちらについても、ある程度の消滅ですね、これをしていただければいいのかなと思うんですけれども、その辺ちょっとお考えを聞かしていただきたいと思います。

○委員長（林 昌子君） 圓城 上下水道課長。

○上下水道課長（圓城達也君） ただいまの北出委員のご質問にお答えします。

委員ご指摘のとおり、地方自治法で、5年で時効ということになっておりますので、5年過ぎて連絡等がとれないようなものについては、毎年不納欠損として処理しております。また、企業会計になったということで、健全経営が求められると思いますので、滞納整理等も力を入れていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 昌子君） 北出委員。

○委員（北出 攻君） 5年で時効ということでございますけれども、やはり何かの手だては、時効にさせないためには何かの手だてをしないと時効にならない。5年でただ時効になってしまう、というようなことになると思うんですよね。ですから、公共下水についても、これからの使用料の滞納というのは、ふえていくんじゃないかと思いますので、その辺をある程度強化して収納していくというようなことの対策を、これからは強力に進めてもらいたいと。

収納課のほうでも、収納の体制を強化したことによって、すばらしい、県内でもね、トップクラスの収納率というものも納めているわけですから、その辺のところも考慮して、この特会のほう、企業会計に、ことしからなったわけですが、その辺を進めてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（林 昌子君） よろしく願いします。

委員長から申し上げます。

給食費等々、関連することでございますが、やっぱり不納欠損、わかりますけれども、払えないで不納している方と、お金があるのに払わない人、これでは意味が違うと思います。ですのでやっぱり、今、北出委員の言われたように、きちっとすみ分けをしていただいて、払えるのに払わない方に関しては、きちっと強固な、何か策を講じていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

ほかに質問のある方、どうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第18号 令和元年度美浦村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） 決算書427ページ、お願いいたします。

ちょっと確認で恐縮なんですけども、下の第1号被保険者保険料還付金、これの過誤納還付金、これの、これについて、経緯、原因というか、内容をどこまで把握されているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○委員長（林 昌子君） 葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 松村委員のご質問にお答えします。

第1号被保険者保険料還付金につきましては、事業報告書の1185ページでご説明しておりますとおり、第1号被保険者の死亡や転居などによる資格の異動・喪失によりまして、過年度に納付した保険料に過去の額（納め過ぎ）が発生した場合に還付を行うものです。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） ありがとうございます。

これ、件数としては何件の扱いになりますか。

○委員長（林 昌子君） 葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 申しわけありません、件数につきましては手元に資料がございませんので、後ほどお知らせさせていただきます。

○委員長（林 昌子君） 松村委員。

○委員（松村広志君） よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（林 昌子君） 昨日もこの案件ございましたけれども、事業報告書に件数等明記してあるとわかりやすいと思いますので、今後、検討を、変更をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

ほかにご質問のある方。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） そうしましたら、件数に関しては、後ほどお示しいただくということで、よろしいですか。

〔うなづく者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 次に、議案第19号 令和元年度美浦村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第20号 令和元年度美浦村水道事業会計決算認定の件を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 委員長、失礼いたします。福祉介護課、葉梨です。

先ほどいただきました質問へのお答えとして、件数を確認したいのですが、中座させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（林 昌子君） よろしく願いいたします。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○委員長（林 昌子君） 議案第21号 令和元年度美浦村電気事業会計剰余金の処分及び決算認定の件を議題といたします。

質疑に入る前に、菅野課長より、よろしくお願いいたします。

菅野 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野眞照君） 質疑に入る前に、私のほうから一つ訂正というか、誤りがありましたので、皆様のほうにご報告をさせていただきたいと思います。

電気事業決算書のほうの45ページをお願いいたします。

中段（5）料金その他供給条件の設定、変更に関する事項 東京電力との供給契約状況という記載がございます。4段目のところに、受給電力量料金率という表示がございます。「受給電力量1キロワット時につき」というところなのですが、こちら令和元年度中に消費税率の変更が発生いたしまして、当然、途中から10%に変わっておるものでございますが、契約時の状況なものですから記載の全くの誤りではないんですが、今後も含めまして、記載がわかりづらいので、契約しております36円で（税抜）という形で、決算書のほう、事業報告書の部分を修正させていただきました。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 昌子君） 了解いたしました。

それでは、改めまして、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） それでは質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案を、原案のとおり可決及び認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（林 昌子君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定をいたしました。

○委員長（林 昌子君） 葉梨 福祉介護課長。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 失礼いたしました。

先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

第1号被保険者の保険料還付金につきましては……。

○委員長（林 昌子君） 済みません。決算書ページからお願いいたします。

○福祉介護課長（葉梨美穂君） 失礼いたしました。

427ページをお願いいたします。

先ほどご質問をいただきました、第1号被保険者保険料還付金の件数につきましては、
22件となります。

以上です。

○委員長（林 昌子君） 松村委員、よろしいですか。

〔うなずく者あり〕

○委員長（林 昌子君） 了解いたしました。ありがとうございます。

それでは、以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

これで、決算審査特別委員会を閉会いたします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

執行部におかれましては、入れかえ等、大変ご足労いただきました。

ありがとうございました。

午前10時32分 閉会